

近時のベトナムにおける 合意型紛争解決手続の法展開

——法整備支援、ADR および「法の支配」を基軸として——

川 嶋 四 郎

<目次>

- I はじめに
——ベトナムにおける合意型紛争解決手続の法展開
- II ベトナム民事訴訟法と訴訟上の和解
- III ベトナムにおける「草の根和解」
- IV ベトナムの「裁判所における調停・対話法」
- V おわりに
——「法の支配」と合意型紛争解決手続の展望

I はじめに

——ベトナムにおける合意型紛争解決手続の法展開

1 ホー・チ・ミンの正義観と義憤

後に「ホーおじさん」と国民から愛着を込めて呼ばれることになる若きホー・チ・ミン（グエン・アイ・クオック）は、1925年に、フランスにおいて仏語で出版した『フランス植民地主義を告発する』の中の「司法」と題する章において、当時のインドシナ半島で見られた恐るべき植民地司法の現状を告発した¹⁾。

1) この引用は、アジア・アフリカ研究所編『資料ベトナム解放史〔第1巻〕』142頁（労働旬報社、1970年）による。

「正義は、片手にはかり、片手に剣をにぎった威厳ある婦人によって象徴される。フランスからインドシナへの道のりは大変遠い。道のりが大変遠いから、インドシナについたときには、はかりは平衡を失ってしまい、はかりは溶けてアヘンのパイプにかわったり、まずい官営のアルコールびんにかわったりしてしまう。そこでこのあわれな婦人の手にのこるのは虐殺する剣だけとなる。彼女ははなはだしいときには無実な人を虐殺する。いや、多くの場合無実な人を虐殺する。」

この言葉は、フランス革命を成し遂げた「人権宣言の国」フランスが堅持していた植民地主義・帝国主義に対する辛辣な批判と糾弾の言葉であり、「フランス人権宣言の下で、植民地がそれといかに大きくかけはなれた状態にあるかを告発し、当時のフランス植民地の実態を端的に示している」²⁾と評されている。当時のベトナムでは、欧米でいうところの「法の支配」の中に君臨する「正義の女神」とは、実に多くの無辜の人々を平気で虐殺する権力者の象徴でもあったのである。

この無慈悲で哀れささえ感じさせる「正義の女神」像の比喩は、現代の私たちに様々なことを考えさせてくれる。たとえば、現代日本の諸外国、特に東南アジアに対する法整備支援は、「法の支配」の真価を確認しつつ、このいわば溶けてしまった天秤を、その支援対象国の人民が自身のために取り戻し再生するためのプロセスを法専門的な見地からサポートするものであると、比喩的に表現することもできるであろう。天秤は、剣の機能を合法的に制限する装置またはプロセスとも考えられるからである。あるいは、そのような西欧伝来の正義の女神像に代えて、多様な個性をもつ支援対象国にふさわしい新しい「正義のかたち」を、支援対象国の人々と共に考え具体化するための手伝いをするのが法整備支援であるとも思われるのである。

それは、支援対象国の人々が現代の法を形成する際に、日本が、史的展開

2) 鮎京正訓「ベトナム憲法史」同『ベトナム憲法史』69頁、72頁（日本評論社、1993年〔初出、1989年〕）。

の中で育んできた知識と経験と反省をも踏まえて、支援対象国との間における綿密な意思疎通のもとで、その人々の理にかなった基本的な意向を尊重しつつ、誠心誠意、親身の手助けを行うことであると言えるのである。

本稿が対象とするベトナムの場合には、1986年のドイ・モイ以降、市場経済を取り入れることにより、2007年にはWTO（世界貿易機関）の正式加盟国となることができた。ベトナム社会主義共和国では、「独立－自由－幸福」を追求するベトナム社会主義共和国における真の意味の「法の支配」を自治的に実現するための基本システムを構築し、それを適切に担い公正に運用することのできる人々の育成が、目的とされてきたのであった³⁾。

2 正義・司法へのアクセス論とベトナムの法展開

ところで、近時、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、日本でもようやく様々な機会に頻繁に取り上げられることになった。これは、2015年9月の国連サミットにおいて加盟国全会一致で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』である。また、2030年までに実現されるべき具体的な指針でもある。現在、日本の初等中等教育でも、SDGsは取り上げられており、また、大学や国・地方公共団体さらには企業に至るまで、この実現を目的に掲げている。

その項目は多岐にわたるが、民事司法に直接的に関わる項目も存在する。それが、第16項目であり、「平和」あるいは「平和と公正をすべての人に」と題された項目である。これは、原語“Peace, Justice and Strong Institutions”の和訳であり、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」ことを内容とするものである。

ここでいう「司法へのアクセス」は、現実には、実体法と手続法の整備を

3) ここでいう「独立－自由－幸福」とは、ベトナムの憲法および法律の右上に肩書きとして明記されているいわば定型的なレターヘッドであり、ベトナムの歴史と人民の悲願を象徴的に示している。

前提に、独立した司法機関が公正な紛争解決プロセスを提供するものであり、その利用者に法的救済をもたらすことによって、具体的に実現されていくべき課題とすることができる。このことは、その個別具体的な進展度合いや広がり具合、さらには質・量等の面で異同があるとしても、現代社会においてさえ、すべての国々における喫緊の課題でもあると考えられるのである。

このような司法アクセス論は、しかし、必ずしも新規の課題ではなく、世界的な「正義・司法へのアクセス論」史から見た場合には、いわば確認的な意義をもつにすぎない。

一般に、正義・司法へのアクセス論の歴史は、世界的に見ればすでに半世紀近くに及ぶ⁴⁾。その世界的潮流において、日本でも、また日本による法整備支援の相手国（支援対象国）でも、その実現は現代国際社会における大きな課題になっている。そのアクセス論の世界的かつ一般的な展開過程は、次に述べるような3つの認識・発展段階を経て、現在、第4段目の段階に達していると評価することができる。

すなわち、第1段階は、権利侵害を受けた者が貧困者であっても金銭面で裁判を受ける権利が保障されるように、リーガル・エイド（法律扶助）が保障されることを目指す段階である。これは、「貧困者のためのリーガル・エイドの確保・拡充段階」である。第2段階は、消費者被害や環境被害等の拡散的な被害から人々をいかにして救済するかを考案する段階である。これは、「拡散的な被害者の集団的救済段階」であり、ドイツ等の団体訴訟（Verbandsklage）やアメリカ等のクラスアクション（Class Action）の各制度の効用や普及等が課題とされた。さらに、第3段階は、従前の訴訟的救済の拡充とその実効性の確保に加え、ADR（Alternative Dispute Resolution）をも含む正義・司法の総合システムの構築を目指す段階である。いわば「ADRを含む正義・司法の総合システムの構築段階」である。これらの諸段階や諸

4) その概観として、マウロ・カペレットティ（小島武司訳）『正義へのアクセス——権利実効化のための法政策と司法改革』（有斐閣、1981年）、小島武司『民事訴訟法』13頁（有斐閣、2013年）等を参照。

傾向が、世界的かつ一般的に認識されるようになったのである。

すなわち、「第1段階」は、権利侵害を受けた者が貧困者であっても金銭面で裁判を受ける権利が保障されるように、リーガル・エイドが保障されることを目指す段階であり、「第2段階」は、消費者被害や環境被害等の拡散的な被害から人々をいかにして一体的かつ集団的に救済するかを考案する段階であり、さらに、「第3段階」は、従前の民事訴訟による救済の拡充とその実効性確保に加え、ADR (Alternative Dispute Resolution) による救済をも含む正義・司法の総合システムの構築を目指す段階が、一般的に認識されるようになった。これらは、要するに、最終的な裁断型紛争解決手続である民事訴訟中心の裁判所へのアクセス論から、合意型紛争解決手続を基調とするADRを含む、より広い民事紛争解決手続の総合的な充実化の検討と実現の指標である。

その後、日本では近時になってようやく、「第4段階」として、ICT (Information & Communication Technology) を、民事訴訟を中核とする全民事紛争解決手続システムに実装することにより、正義・司法への「ユビキタス・アクセス」(Ubiquitous Access to Justice) を目指す段階へと、民事司法は展開しつつある⁵⁾。このことは社会の進展の中で、民事訴訟がいかなる実効的な機能を果たさなければならぬかに対する多様な選択肢提示型の回答内容でもあり、司法アクセス論の展開史とその到達点を示すものでもあった。このような多様な選択肢提示型の回答内容は、その利点や欠点が利用者にとって事前に理解可能な場合には、ユーザー・フレンドリーな手続構築につながると考えられるのである。

一般に、司法アクセスの手段も多様であり、法整備支援の相手国について

5) たとえば、川嶋四郎＝笠原毅彦＝上田竹志『民事裁判 ICT 化論の歴史的展開』423頁、434頁等(日本評論社、2021年)等を参照。

なお、本稿は民事手続法学・民事訴訟法学の視点から考察しているが、その多くが、法政策的な考察である。ただし、解釈論的視点からも、同時並行的に行うべき課題である。たとえば、新堂幸司「次世代民事訴訟法理論の探索——最近の最高裁判例を材料にして」同『司法改革の原点』191頁、195頁(有斐閣、2001年〔初出、2001年〕)を参照。ちなみに、司法アクセスは実体法的視点からも、同時に議論すべき課題である。

は、その司法アクセスの手段も多様であり、しかも、司法アクセスの具体的な進展度合いもまた多様である。

私は、かつて、ベトナム民事訴訟法の制定とその改正過程を概論したことから⁶⁾、本稿では、民事紛争解決手続として、民事訴訟という基本的な裁断型紛争解決手続（判決等による第三者の判断で紛争解決をする手続）とともに、民事紛争解決手続として機能している合意型紛争解決手続（第三者を介して当事者の合意による紛争解決を行う手続）の位置づけと展開を中心に論じていきたい。これは、ベトナムの「正義・司法へのアクセス」における「ADRを含む正義・司法の総合システムの構築段階」（上記、「第3段階」）の概観であり、「第1段階」・「第2段階」の課題はともかく、民事紛争解決手続における裁断型手続と合意型手続の総合的な整備の現状把握である⁷⁾。このような合意型紛争解決手続の拡充は、裁断型紛争解決手続の負担軽減だけではなく、自治的かつ将来志向的で円満な解決が可能になることから、それ自体一定の価値のある手続的な機能拡大である。興味深いことは、ベトナムには、民事訴訟法制度が整備される以前から、各地の村落レベルで合意型紛争解決手続が、すでに存在していた。そこで、ベトナムにおける裁断型手続である民事訴訟法の整備に関する概観の後に、合意型手続の正式な民事紛争解決手続への組込みを紹介し、ベトナムが、主として自らの手により、ベトナム司法の裾野を広げることを通じて、手続面での司法アクセスの拡充を図ってき

6) Shiro Kawashima, *One Aspect of Civil Procedure Reform in Asia: Placing the Focus upon Vietnam*, Yuka Kaneko ed., *Civil Law Reforms in Post-Colonial Asia: Beyond Western Capitalism* (Kobe University Monograph Series in Social Science Research), 101-129, (Springer, 2019), id., *Promulgation of Civil Procedure in Vietnam from the Viewpoint of Japanese Technical Legal Support*, Édité par, Béatrice Jaluzot, *Droit Japonais, Droit Français, Quelle Réforme ?*, 239-250 (Carl Heymanns Verlag, 2020) etc.

7) ベトナム以外の東南アジアの諸国にも、民事訴訟手続だけではなく、古くから和解・調停手続が存在し、民事紛争解決の局面で重要な役割を演じてきた。村落調停的な手続は、様々な国に存在する。ただし、本稿では、筆者が、長年法整備支援に携わってきたベトナムに焦点を当てて、紹介しつつ論じていきたい。

なお、本稿では、合意型手続である仲裁（例、国際商事仲裁や投資仲裁等）は、除くことにしたい。

たことの意義と価値を探求していくことにしたい。

その背景には、観念的な権利・義務の判定手続の価値認識だけでなく、事件数の増加に伴う適切な民事手続上の役割分担の意識や、また、手続過程で得られた果実を強制的に実現していく手続の重要性、つまり強制執行手続（判決執行手続）等の整備⁸⁾が存在することも看取することができるであろう。それは、たとえば金銭請求等の給付請求権に関しては、債務名義の形成過程と実現過程の両者の課題に関わるのである。

本稿でベトナムを取り上げるのは、筆者が、多少ともそこにおける民事紛争解決手続の展開の経緯を把握しており、また、その展開過程を概観した場合に、ある意味で現代国家における民事紛争解決手続の理にかなった展開プロセスを示していると考えられるからである。

3 叙述の順序

以下では、まず、ベトナム民事訴訟法と訴訟上の和解の手続について概観し（→Ⅱ）、次に、いわゆる「草の根和解」について概観したい（→Ⅲ）。特に、「草の根和解」（この表現等については後述）は、近時その実効性を確保するために、その手続自体の立法化がなされ、かつ、その債務名義化が公認された歴史的な経緯をもつ。その発展形態自体、様々な課題は内包しつつも、自治的な紛争解決の価値の尊重と公正さの確保の実現という望ましい紛争解決手続の展開を示していると考えられる。さらに、近時制定された「裁判所における調停・対話法」にも言及したい（→Ⅳ）。これは、日本法の視点から見た場合には、「司法調停」（民事調停・家事調停）に相当するものとも考えることができる新しい制度の創設であり、今後の活用が注目される。

最後に、以上を踏まえ、ベトナムにおける「法の支配」とADR・合意型紛争解決手続について、若干の評価と展望を示したい（→Ⅴ）。

8) 2008年には、「民事判決執行法」が制定された。これは、『ベトナム六法2013.3〔法・司法制度改革支援プロジェクト（フェーズ2）〕』（JICA、2013年）に収録されている。同法の和訳として、https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_26_20150717.pdf、を参照。

II ベトナム民事訴訟法と訴訟上の和解

1 2004年民事訴訟法前史：民事事件解決手続法令等と訴訟上の和解

2004年に「ベトナム民事訴訟法」が制定される以前にも、民事裁判手続を規律する法規範は存在した。国会常任委員会が定めた法令として、1989年の「民事事件解決手続法令」、1992年の「経済事件解決手続法令」、および、1996年の「労働事件解決手続法令」が存在した。これらの法令は、当初から、後年に国会が制定する法律の形式に改められることが予定されていたのであり、いわば暫定的な法規であった。

それらには、ほぼ共通した手続的な特色が存在した⁹⁾。すなわち、たとえば、訴訟物の範囲が広く（処分権主義中の申立拘束主義は存在せず）、職権証拠調べの原則を採用し（当事者は裁判所に証拠収集を委ねることができたのであり）、口頭弁論の準備手続における詳細な証拠調べの結果に基づいて、原則1回の口頭弁論期日で審理手続を終了し判決を言い渡すという手続構造を有していた。その手続は、口頭弁論については集中的な迅速審理を目指すものであった。民事訴訟の判決効は、原告・被告以外にも広く及び、それにより、紛争の一回的・統一的な解決機能を発揮することが企図されたものであった。

本稿のテーマに即して「民事事件解決手続法令」と「経済事件解決手続法令」を眺めた場合に、いずれの法令も、訴訟上の和解についての手続規定を有していた¹⁰⁾。ベトナムにおける訴訟上の和解は、裁判官のみによって裁判

9) 以下については、たとえば、井関正裕「ベトナム民事訴訟法」香川孝三＝金子由芳編『法整備支援論——制度構築の国際協力入門』85-86頁等（ミネルヴァ書房、2007年）を参照。

10) 以下は、竹内努「ベトナムにおける法的紛争の解決——民事執行手続とその実情を中心として」ICD NEWS 4号4頁（2002年）、佐藤安信「市場経済化ベトナムにおける紛争処理と法——外国投資関連の商事紛争処理を中心に」経済協力シリーズ200号『アジア諸国の紛争処理制度』101頁（日本貿易振興機構アジア経済研究所、2003年）等による。

なお、労働事件における和解等については、以下では特に立ち入らない。これについては、た

所内で行われ、原則として人民参審員は立ち会うことはなかったのである。一般の民事訴訟事件とは異なるこのような基本的な手続構造は、現行法でも維持されている。

民事事件においても経済事件においても、両者に関する法令は、法廷での審理手続を実施するためには、原則として和解手続を経なければならないという、和解前置主義を採用していた。ただし、民事事件において、違法な取引から発生した紛争や違法な婚姻の取消事件等、一定の事件は、和解対象事件からは除外されていた¹¹⁾。

実際の訴訟実務では、審理に入る前には3回の和解期日を設定しなければならず、和解の見込みがないにもかかわらず、ただ期日ばかりが無駄に繰り返される事件もあるとも言われていた。また、ハノイ市やホーチミン市にある大きな裁判所では、和解手続を担当する裁判官は、原則として訴訟手続担当裁判官とは異なる裁判官であったようであるが、そのようないわば先入観なき訴訟事件担当裁判官は、手続法上必ずしも保障されているわけではなく、和解手続を担当した裁判官が訴訟手続を担当することもあったようである。口頭弁論の準備手続が終了し口頭弁論の審理手続に入った後も、事案によっては裁判所によって和解が試みられることがよくあったとのことである。

訴訟上の和解の手続として、裁判所は、原則として当事者同席（対席）の手続を原則としているというが、弁護士からは、むしろ個別面接（交互面接）の方式によって行われることが通常であるとの声も聞かれた。

和解手続を経て当事者間に訴訟上の和解が成立した場合には、裁判所は和解調書を作成した。この和解調書に対して、民事事件の場合には、15日以内に当事者が和解内容の変更を申し立てなければ、裁判所が、当該和解の認可決定をすることとなった。この和解認可決定は、裁判所の確定した決定として、そこに給付文言が含まれている場合には、「民事判決執行法令」の手続に従って執行することが可能となった（なお、経済事件については、そのよ

たとえば、齊藤善久『ベトナムの労働法と労働組合』116頁（明石書店、2007年）等を参照。

11) 日本とは異なり、ベトナムでは、人事訴訟事件も「民事事件解決手続法令」が規律していた。

うな期間に関する定めは存在せず、そもそも当事者による和解の変更申立てはできなかつたようである。)。当事者が和解内容を変更するか、または、検察院等が和解に関して異議の申立てをした場合には、判決手続に移行した。また、そもそも和解手続を経ても和解が成立しない場合にも、訴訟手続としてその審理手続に移行したのである。

このように、訴訟上の和解は、以前から行われており、また、後述のような「草の根和解」の制度(→Ⅲ)も、すでに古くから存在したのである。しかし、日本におけるような訴え提起前の和解(日本民事訴訟法275条)に相当する制度は存在しなかつた。

2 2004年民事訴訟法と訴訟上の和解

(1) 2004年ベトナム民事訴訟法

ベトナムにおける統一的な新民事訴訟法の制定に際しては、当初、アメリカが強い影響力を行使していた。そこでは、アメリカが、必ずしも体系的に整備されたものとは言えない自国の法を翻案した草案を示したこともあるという。しかし、結局のところ、新民事訴訟法の草案は、あくまでもベトナム人が起草し、日本の法専門家等がそれを逐条的かつ体系的に検討して論評を加える形式の支援が行われ、その結果、新法が制定されたのである¹²⁾。

現行法につながる一般的な民事訴訟法は、2004年に制定された(以下では、これを、「2004年民事訴訟法」という。)¹³⁾。その法律は、社会主義法としての基本的な特徴¹⁴⁾は維持しつつも、基本的には、近代市民社会における私的自治の原則を、訴訟上も反映した立法であつた。その点で、基本的な法形

12) この間の事情については、川嶋四郎「アジアにおける民事訴訟法改革の一局面——ベトナムにおける民事訴訟法制定に関する法整備支援等に焦点を当てて」同志社法学396号189頁、197頁(2018年)を参照。

13) これは、『ベトナム六法』に、「民事訴訟法(旧法)」として収録されている。同法の和訳として、https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j_1_wzj-att/legal_24.pdfを参照。

14) たとえば、合議体(人民参審員を含む参審制)、検察官関与および監督審等が、これに属する。この特徴の中には、ベトナム憲法に規定された事項(例、監督審や合議体の構成)もある。

式はアメリカ法とは異なるものの、アメリカ民事訴訟法の基底にある当事者主義 (Adversary System)¹⁵⁾ の要請をも実質的に取り込んだものであり、日本を含む WTO 加盟国が有する民事訴訟法とも、その基層部分において共通要素を有するものであった。

民事訴訟事件は、一般に財産権上の争いをその対象とし、基本的には当事者間における合意による紛争解決に馴染むものである。ベトナムの新立法において、当事者主義が徹底され、訴訟当事者の当事者自治的自己決定原則が基本的に認められるようになれば、日本における処分権主義の一局面である「当事者の意思による訴訟の終了」¹⁶⁾ も、当然の手続的な帰結としてクローズアップされることになる。「訴訟上の和解」は、その中における両当事者の間における積極的な紛争解決方式であり、かつ、合意型紛争解決手続である点で、私的自治の顕在化・具体化として重要な意義をもつだけでなく、判決対象事件が減少することにより、裁判所・裁判官の負担軽減にもつながるのである。

(2) 訴訟上の和解

「2004年民事訴訟法」は、訴訟上の和解の制度を有していた。しかも、基本的には、和解の促進が奨励されていた。

まず、その法律の第1部「総則」、第1章「民事訴訟法の任務及び効力」の中に、民事手続における和解について、「裁判所は、この法律の規定に従って和解を行い、当事者が互いに民事事件又は非訟事件の解決の合意に達することができる状況を作る責任を負う」(同、10条)と規定し、当事者における和解成立のための裁判所の責務について規定する(同、41条4項も参照)。これは、裁判官の任務・権限を規定する41条でも確認され、さらに、裁判官には、当事者の合意を承認する決定(合意承認決定)を発付する権限が付与

15) たとえば、G. Hazard, J. Leubsdorf & D. Bassett, *Civil Procedure*, 6th ed., 4 (Foundation Press, 2011) 等を参照。

16) たとえば、川嶋四郎『民事訴訟法』603頁、625頁(日本評論社、2013年)参照。

されている（同、41条4項も参照）。当事者および弁護士にも、和解手続への参加権や和解をする権利が保障されている（同、58条2項e号・64条3項）。

なお、和解が成立した場合には、支払うべき訴訟費用額の50%を負担すればよいとされる（同、131条3項参照）。このようないわば「訴訟費用の和解による割引」あるいは「訴訟費用の和解による手続負担額半減化」の制度は、当事者にとっては和解成立の重要なインセンティブの1つとなり得るであろう。

次に、訴訟上の和解は、口頭弁論準備期限までに行うこと（第1審の準備期間中での実施。同、180条1項本文）が予定されている。これは、手続にメリハリをつけたもので、いつの段階でも和解が可能である日本法とは異なる。その期限までに当事者間で和解が成立すれば、その期限内に、裁判所は、当事者間の合意内容承認決定を行う（同、179条2項a号）。この点も、和解調書に記載すればそれで手続自体が終了する日本法とは異なる。和解対象外の事件類型に関する規定（同、181条・182条）が置かれ、和解期日に関する通知（同、184条）やその参加人（同、185条）も規定されている。ただし、参加人として、人民参審員や検察官は含まれていない。その点で、訴訟上の和解手続は、いわば先駆的な「簡易手続」（人民参審員を含まない単独裁判官構成による裁判体が行う民事訴訟判決手続〔2015年ベトナム民事訴訟法103条参照〕に準じた手続）とも言えるのである。

なお、多数当事者間での和解の要件・手続も規定されている（同、185条3項参照）。

ここで注目すべきことは、「2004年民事訴訟法」には「和解原則」とでもいうべきルール（同、180条2項）が規定されている点である。これには、「当事者の任意の合意を重んじ、当事者の意思に反して合意に達することを強制するために強制力を行使しないこと、又は強制力を行使する旨脅迫しないこと」（a号）や「当事者の合意内容は、法令及び社会倫理に違反してはならない」（b号）ことが含まれている。いずれも当然のことがらであるものの、極めて重要な基本的指針である。また、和解内容についても、「和解を行う

に当たって、裁判官は当事者が法令の定めを自己の権利・義務と関連づけるよう、事件の解決に係る法令の定めを当事者に説明し、当事者が事件の解決に関し自発的に合意に達するよう、和解の成立の法的結果を分析する」(同、185条)ことが規定されているのである。

成立した訴訟上の和解については、裁判所書記官が和解調書を作成する(同、186条)。和解成立の記録が作成された後、7日の期限が過ぎたときに、いずれの当事者も合意を変更しない場合は、和解を担当した裁判官または裁判所長官に指名された他の裁判官が、当事者の合意承認決定を行うものとする(同、187条1項前段)。和解調書の作成によって合意の効力が確定するのではなく、いわば熟慮期間(再考期間、猶予期間)が設けられている点特徴的である。和解手続の運営に関する慎重な基本姿勢である。裁判所は、決定後5日以内に、当事者および同級の検察院に、この決定書を送付しなければならない(同、187条1項後段)。

この合意承認決定は、決定後に、控訴審手続に従って、控訴または異議申立てがない場合に直ちに効力を生じる(同、188条1項)。また、合意承認決定に対しては、「当該合意が、錯誤、虚偽若しくは脅迫の結果達成したと考える根拠がある場合又は法令若しくは社会倫理に反する場合にのみ、監督審の手続に従って異議を申し立てることができる」のである。

なお、控訴審においても訴訟上の和解は可能である(同、271条1項参照)。

このように、「2004年民事訴訟法」は、いつでも訴訟上の和解をすることができるとしていた「民事事件解決手続法令」の規律を改め、口頭弁論準備期限までに行うこととし、かつ、熟慮期間を同法令の15日から7日に短縮している。草案ではその廃止が提案されていたものの、国会で熟慮期間が維持された理由は、たとえば、合意した内容を会社等に持ち帰って、もう一度最終的に検討する期間が必要であるといった実務的な考慮に基づくことであった¹⁷⁾。和解意思の確認についての慎重な考え方が伺われるのである。

17) この点については、ダン・クアン・フォン発言「第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録」ICD NEWS 21号106頁、110頁(2005年)参照。同氏は、起草メンバーであり、ベトナム最

裁判所内部の考え方としても、和解の成功率は、ベトナムの裁判官にとってはプラスの人事評価につながるものであった。また、その成功率の高い裁判官は、社会的に有能な裁判官として尊敬を集めることになり、「出世志向のつよい若い裁判官らが和解にこだわる動機のほどは十分に理解できる」との調査報告なども見られるのである¹⁸⁾。

様々な背景はあるものの、現実の民事訴訟審理においても、たとえ和解が成立しない場合でも、現実には「和解的な判決」が言い渡されていることも、フィールドワークの結果として指摘されている。筆者が、いくつかの民事事件を傍聴した際にも、法廷でさえ裁判官が熱心に和解を勧誘している姿勢が印象的であった¹⁹⁾。

なお、当時のベトナムには、日本の簡易裁判所や家庭裁判所等におけるような裁判所内の「調停」（いわゆる「司法調停」）の制度は存在しなかった。

3 2011年改正法における訴訟上の和解

その後、ベトナムでは、「2004年民事訴訟法」施行後の実務経験をも踏まえ、また、社会の要請をも反映するかたちで、引き続き法改正への動きが見られた。それは、新たな民事訴訟法の起草自体が、まずベトナム人の手で行われていたがゆえに、自らの手による法の改善への動きもまた、基本的に円滑に行われていたといえる。ベトナム人自らの手による法律案の起草自体が、その後における段階的な法発展の基礎を成すものであったのである²⁰⁾。

高人民裁判所副長官である。この熟慮期間の維持については、「今のベトナムの事情からきているものです。国民の知的レベル、もう一つ、弁護士能力です。」と回答していた。ただし、旧法下においても、その期間内の当事者による変更申立ては、非常に少なかったようである。この点については、フォン発言・同、111頁を参照。

18) 金子由芳「ベトナム民事訴訟と裁判動態——規範体系の模索」同『アジアの法整備と法発展』7頁、116頁（大学教育出版、2010年〔初出、2009年〕）。

19) 川嶋・前掲論文注（12）209頁参照。

20) このような起草方式を、井関・前掲論文注（9）91頁では、「step by step型」の法定化と表現し、カンボジアにおける「不磨の大典型」のそれと対置されている。法整備支援の基本スタンスとしては、前者は、「助言型」の基本姿勢として現れ、後者は、「判断代替型」のそれとして現れる。同、92頁。

その改正過程においても、日本は、継続的な法整備支援を行ってきた²¹⁾。なお、日本で開催された法整備支援活動の一環としての「本邦研修」と呼ばれる会合では、「2011年改正民事訴訟法」草案の主要部分が検討された。ただし、そこで興味深いことは、それらの事項に留まらず、その後の改正に先送りされた事項についての検討も、同時に行われたことである²²⁾。

「2011年改正民事訴訟法」における改正箇所は多岐に及ぶ。本稿のテーマである訴訟上の和解に関しては、和解の方法と手続に関する規定が新たに設けられた。「2004年民事訴訟法」には、先に述べたように、和解の原則として若干の指針が示されていたにすぎなかったことから（同、180条2項）、和解を担当する裁判官が和解手続を行うことに躊躇することや、場合によっては裁判官ではなく裁判所書記官が和解手続を行うこともあったようである。そこで、統一的な運用を確保して和解の成立率を高めるという趣旨に基づき、和解の方法・手続について、以下に述べるように、同法184条を改正するとともに、同法185条 a が補充された²³⁾。

すなわち、まず、当事者が、事件の当事者全員の出席を求めて和解期日を延期する場合には、「裁判官は、当事者に対して、和解期日を延期したこと及び和解期日を再び開くことを通知する。」（同、184条3項）との規定、および、「必要な場合には、裁判官は、関連する個人、機関、組織に和解期日に参加するよう要求することができる。」（同条4項）との規定が追加された。

また、「和解の手順」として、「和解を進行する前に、裁判所書記官は、既に裁判所から通知を受けている和解期日参加者の出席、欠席について裁判官に報告する。和解期日を主宰する裁判官は、和解期日参加者の出席及び身分証の再検査をする」（同、185条 a 第1項）こと、「和解期日を主宰する裁判

21) これについては、松川充康「第37回ベトナム法整備支援研修（民事訴訟法）」ICD NEWS 47号179頁（2011年）参照。

22) 松川・前掲論文注（21）183頁参照。

23) 多々良周作「改正ベトナム民事訴訟法の概要」1頁、8頁『ベトナム六法』の民事訴訟法編に所収（https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1_wzj-att/legal_23.pdf、も参照）。以下における改正法の訳文も、同論文を参照。ただし、一部改訳したところもある。

官は、法185条において規定する和解内容に従う」(同条2項) こと、「当事者又は当事者の適法な代理人は、紛争の内容について自己の意見を陳述し、和解が必要な事項を提出する」(同条3項) こと、「裁判官は、既に合意した事項、まだ合意していない事項を確定し、当事者に対して、まだ明らかになっておらず、まだ合意していない内容について補充の陳述をするよう要求する」(同条4項) こと、および、「裁判官は、当事者が和解することができた事項、及び、合意できていない事項について結論を出す」(同条5項) ことが、新たに規定されたのである。

これにより、和解の手續が明確化されるとともに、裁判官の比較的積極的な和解成立に向けた活動姿勢も、法規により正当化されることになったと考えられる。

なお、「2011年改正民事訴訟法」は、訴訟上の和解について、控訴審に関する規定も改正した。「当事者が事件の処理について相互の合意に達することができず、当事者がその控訴を維持し又は検察院がその異議申立てを維持する場合」(同、271条1項) という文言のうち、前段が削除されたのである。

この改正については「理解を容易にするため」と説明されているようである。控訴審では、第1審と異なり和解手續を行うことは義務とされていないが、改正前の文言では、口頭弁論の形式での審理の条件として和解手續が前置されているようにも読めることから生じる誤解を解消しようとしたものではないかと推測されている²⁴⁾。

なお、「2011年改正民事訴訟法」の制定過程における議論では、「草の根和解」(→Ⅲ)において成立した合意内容を裁判所が承認決定することにより訴訟上の和解と同様に債務名義化する案も検討された。しかし、訴訟上の和解手續の要件として、合意成立後7日間の熟慮期間を経なければ裁判所は承認決定をすることができないとするベトナム民事訴訟法187条の存在が障害となり、その導入は見送られた。

その理由は、①熟慮期間と②承認決定の性質による。すなわち、前者 (①)

24) 多々良・前掲論文注(23)9頁。

は、裁判上の和解とする以上、合意の成立時点を捉えてその有効性を判断するのではなく、熟慮期間後もその合意を維持するか否かが裁判所の承認決定の判断要素になるという制度を前提としなければならないが、「草の根和解」では熟慮期間の制度が採用されていないこと、および、後者（②）は、「草の根和解」において成立した合意について裁判所に承認決定が求められる場合自体、任意履行されていないからであり、そもそも合意に反して履行しないこと自体は合意内容を維持しないことの証拠であるゆえに、承認決定をする要件を欠くことになるので承認できないと考えられたことによるとされている²⁵⁾。

4 2015年改正法における訴訟上の和解

新たな憲法が2013年に制定されたのを受けて、2015年に民事訴訟法が大きな改正を経験した。様々な改正点が見られる²⁶⁾が、本稿との関係で注目すべき改正点は、裁判所における「和解の手順」（「2015年改正民事訴訟法」210条4項）の詳細化と「裁判外の和解の承認手続」（同、416条以下）の創設である²⁷⁾。

まず、「和解の手順」は、概ね次のとおりである（以下は、210条4項による。）。

すなわち、裁判官は、当事者が法令の定めを自己の権利・義務と関連づけ

25) 以上につき、多々良周作「ベトナムのグラスルーツ和解に関する関連法規」（https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1_wzj-att/legal_25.pdf）ICD NEWS 53号14頁、16頁注（5）（2012年）を参照。

26) 酒井直樹「2015年ベトナム民事訴訟法の概要」ICD NEWS 68号43頁（2016年）による。これによれば、2011年の改正を経て、2013年の改正で、2004年民事訴訟法と比較して、約100か条分増えたとされる。以下は、この論文に負う。

なお、「2015年改正民事訴訟法」の和訳については、https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_20160531_03.pdfを参照。

27) このほかにも、和解との関係での改正規定（新設規定を含む。）として、たとえば、当事者が和解のために口頭弁論期日の一時的な停止の合意があった場合の規律（同、259条1項dd）項）、簡易手続における口頭弁論と和解（同、320条3項）、離婚協議、養育協議、離婚後の財産分割の和解等（同、397条）、および、涉外事件と和解（同、476条・477条）等がある。

ることができるように、事件の解決に関係する法令の規定を当事者に説明し、かつ、当事者が事件の解決に関し自発的なかたちで合意に達することができるように、和解成立の法的結果を分析する（同項 a）号）。原告およびその合法的権利・利益を擁護する弁護士は、紛争の内容、提訴要求の追加内容、提訴要求を擁護する根拠について陳述し、和解すべき事項、事件解決の方向性に関しての観点を（もしあるとすれば）提案する（同項 b）号）。被告およびその合法的権利・利益を擁護する弁護士は、原告の申立て、反訴について自己の意見を陳述する。原告の申立てに対し防御する根拠、自己の反訴を基礎づける根拠について陳述し、和解すべき事項、事件解決の方向性に関しての観点を（もしあるとすれば）提案する（同項 c）号）。関連する権利・義務を有する者およびその合法的権利・利益を擁護する弁護士は、原告、被告の意見に対して自己の意見を陳述し、自己の独立した請求を（もしあるとすれば）陳述する。原告、被告の申立てに対し防御する根拠、自己の独立した請求を基礎づける根拠について陳述し、和解すべき事項、事件解決の方向性に関しての観点を（もしあるとすれば）提案する（同項 d）号）。その他の和解期日の参加者は（もしあるとすれば）意見を陳述する（同項 dd）号）。当事者およびその合法的権利・利益を擁護する弁護士が自己の意見をすべて陳述した後、裁判官は、当事者が合意した事項および未だ合意していない事項を確認し、不明確な事項や合意していない事項に関して当事者が追加陳述するよう求める（同項 e）号）。そして、裁判官は、当事者が合意した事項、および、まだ合意していない事項について結論を出す（同項 g）号）²⁸⁾ という手順である。

ここでは、訴訟審理における弁論のやりとりの仕方を規範化するような秩序立った和解の手順が規定されている。また、裁判所の判断も規定されており、日本の簡易裁判所における和解に代わる決定（日本民事訴訟法275条の2）のような手続は明記されてはいないが、裁判官が積極的に和解案を提示する

28) ちなみに、ベトナム民事訴訟法において、f) 号の表記は存在しないために割愛されている（つまり、一般に、e) 号の次は g) 号である。）。d) 号の次に dd) 号が来ることもある。

ことを、法は奨励しているようにも見える。和解が成立しなかった場合に同一の裁判官が口頭弁論を担当し判決を言い渡すことが禁止されていないことから、和解過程における先入観の形成も考えられ、和解過程自体が、判決形成過程の一部をなしているようにさえ思われる。

次に、「裁判外の和解の承認手続」は、2015年ベトナム民事訴訟法第33章に規定されているが、その内容は概ね次のとおりである。

この手続の対象となる「裁判外の和解結果」とは、「和解に関する法律の規定に基づき、機関・組織・和解の任務を有する権限のある者によって和解した組織・機関・個人間で生じた事件の和解結果」（同、416条）をいう。

裁判外の和解結果承認の申立人は、双方は和解合意を得た日から6か月以内に、裁判所へ書類を送付しなければならず、所定の事項を記載した裁判外の和解結果承認の申立書を提出して、それを行う（同、418条）。

裁判外の和解結果承認手続として、申立書の受理および処理手続、申立書の検討準備期間（受理から15日）、裁判官から書類の検討を指名される者、申立書検討裁判の参加者、および、申立書検討裁判を進める手続が規定されている（同、419条1項～4項）。裁判所は、裁判所外の和解結果の承認要件を満たすと判断する場合には、裁判外の和解結果の承認決定を発することになる（同条5項）。

この承認要件は、①和解協議参加者が民事行為能力を有すること、②和解協議参加者が和解協議内容に対して権利・義務を有する者であること、③和解協議内容が第三者の権利・義務に関連する場合には、第三者から同意を得ていること、③一方または双方が、裁判所が承認した申立書を保有していること、および、④双方の和解協議内容が完全に任意のものであり、法律の禁止事項に違反せず、社会道徳にも反しておらず、かつ、国家または第三者に対する義務を回避していないものであることである（同、417条）。

これらの要件を満たさない場合には、裁判所は、裁判所外の和解結果を承認しない決定を発する（同、419条6項。ただし、裁判外の和解結果を承認しないことは、裁判外の和解結果内容や法的価値に影響を与えない〔同項〕

ことも、規定されている。)

裁判外における和解結果の承認および不承認の決定は、和解協議の参加者、関連の権利・義務を有する者、および、同級の検察院に送付される (同条7項)。この決定は、直ちに効力を有し、控訴審手続に従った控訴や異議申立てをすることはできない (同条8項)。

この裁判外の和解結果承認決定は、民事判決執行に関する法令に基づいて執行可能となる (同条9項)。

裁判外の和解結果承認手続は、このようなものであるが、すでに、ベトナムでは2011年改正前から、裁判外で成立した当事者間の和解を債務名義化する方法については、日本における訴え提起前の和解等をも参考にして、検討が加えられていた。ここで念頭に置かれていたのは、ベトナムの伝統的な「草の根和解」(→Ⅲ)の債務名義化である。2011年の法改正では見送られたが、2015年の改正で、和解に関する法律に基づいて成立した裁判外の和解について、裁判所の承認手続を経ることによって、民事判決執行法に基づき強制執行が可能となったのである²⁹⁾。

なお、この裁判外の和解の承認手続は、非訟事件の一種として規定されている³⁰⁾。

ちなみに、一般に、日本の訴え提起前の和解 (日本民事訴訟法275条)は、現在ほとんど利用されなくなったが (利用できなくなったという側面もなく

29) ベトナム民事紛争解決の領域では、和解の促進や裁判外の和解結果の債務名義化は、大きな課題であった。

たとえば、金子・前掲論文注 (18) 131頁注 (3) では、ワシントン大学 (シアトル) ロースクールの図書館が所蔵するベトナム関係資料 (1969 Draft: Civil & Commercial Code of Procedure) によれば、和解調書の債務名義化等、ベトナム社会の慣行を重視した制度研究の跡を読み取ることができる点が指摘されており、また、2004年の民事訴訟法制定については、井関正裕「日本法と比較しての特色 (裁判官、監督審、緊急保全処分など)」ICD NEWS 21号 69頁 (2005年) によれば、2004年の民事訴訟法制定時には、人民参審員による和解の制度化等も構想されていたとのことである。ただし、ベトナムの訴訟上の和解については、証明困難を回避するための紛争解決の手法として用いられていることも、すでに指摘されていた。金子・前掲論文注 (18) 101頁参照。

30) 酒井・前掲論文注 (26) 46頁。

はないが)、もともと手続規律に関する条数が極めてわずかであることから、その活性化のためには、ベトナムにおける裁判外和解の承認手続自体も示唆的であると考えられる。そのような手続の存在が裁判外の自治的な紛争解決をサポートでき、裁判所での手続を通じて非弁行為（日本弁護士法72条の違反行為）の事後的なチェックも可能であり、しかも、総体として、立法上手続的な透明性・説明責任を果たしていると考えられるからである。

Ⅲ ベトナムにおける「草の根和解」

1 「草の根和解」とその背景

ベトナムには、古くから各地の村落における「草の根の紛争解決機関」として、「和解組」（和解委員会）が存在した³¹⁾。これは、市民の生活から生じる近隣紛争や、家族関係から生じる紛争等を解決する役割を担っていた。その構成員である和解組の組員（和解委員会委員）としては、村単位、居住地域単位における選挙によって、数名が任命された。当事者の申立てによるほか、和解組の職権によっても、手続を開始することができた。この和解組による和解は、「草の根和解」と呼ばれる。この和解は、「和解組和解」とか「村落和解」と呼ぶこともでき、また、「村落調停」と呼ばれることもある。かつては、この手続によって和解が成立した場合でも、和解内容の実現は、当事者の任意の履行に依存するほかはなく、強制執行をすることはできなかった。ただし、後述のように、和解活動の内容として、「合意を任意に実現するように当事者を説得する」（法13条4号）ことが、和解組の組員に要請されている。

「草の根」和解は、英語表記の「グラスルーツ（grassroots）」和解の和訳であり、「村落和解」や「地区和解」等という表現の方が適切なようにも思

31) 以下は、竹内・前掲論文注(10)4頁による。

われるが、すでにベトナム法の領域でよく用いられている表現であることから、本稿でも「草の根和解」と表記する。また、「和解組」も、「和解委員会」または「村落和解委員会」や「地区和解委員会」の方が適切のように思われるが、同様の理由で、本稿でも「和解組」という訳語を用いることにしたい。

さて、「草の根和解」の背景には、ベトナムにおける村落の歴史がある³²⁾。

多くの伝統的な共同体に存在するように、ベトナムにおいても伝統的な村落の「慣習法」による和解システムが存在していたと推定される。政府は、社会主義による近代化の中で抹殺されていたこれら村(自然村としてのムラ)の慣習法を「郷約」として成文化したものを、ドイ・モイ政策を遂行する一手段として復活させようとした³³⁾。その過程において、伝統的な「草の根和解」も近代的司法制度の枠組みの中で認知し活用していこうとする動きが見られたのである。このような国家政策の背景には、社会主義化の一環として進められた農業の集団経営システムである「合作社」が、従来のムラを無視したかたちで人工的に作られたため、伝統的に存在した村落自治の基盤を失わせかねず、しかも、その腐敗や機能不全等に対する反省から解体された歴史が存在した。ムラの自治が、ドイ・モイ政策の中に改めて積極的なかたちで組み込まれ活用されたのである。

そのことを象徴するのが、1992年のベトナム憲法127条3項の制定である。同条項は、「草の根レベルにおいては、法律の規定に従って、法律違反や人

32) 以下は、佐藤・前掲論文注(10)118-119頁等による。

33) 古田元夫『ベトナムの現在』150頁、152頁(講談社、1996年)では、ベトナム社会は、「王の法もムラの垣根まで」という法諺が示すように、「強固な村落共同体の伝統をもつ社会」であり、自治権を得た村落は、自らのムラの成文化された掟として、「郷約」を持つようになったと評価されている。「王の法もムラの掟に劣る」というときの「ムラの掟」が、「郷約」であると指摘されている。

一般に、「郷約」の中心を占めるのは、ムラの祭礼と自治に関する規定である。前者の祭礼に関しては、年中行事、宗教施設、冠婚葬祭等に関する規定などが含まれており、後者の自治に関しては、治安維持、紛争処理に関する規定、堤防や道路など公共財産の維持・管理に関する規定、国家への納税、賦役、兵役等の村請けに関する規定、公田の分配に関する規定、村落の役職の選出方法と財政に関する規定等が含まれていた。同、152-153頁参照。

民同士の小さな紛争を解決するための適切な人民組織を設立する。]³⁴⁾と規定していたのであり、この「和解組」は、憲法に基礎を置く合意型の紛争解決組織であった³⁵⁾。

以下では、「草の根和解」の制度について、概観したい³⁶⁾。

2 「草の根和解」制度の概観

(1) 根拠規定と目的

「草の根和解」については、まず、現行法以前には、1998年の国会常務委員会令としての「草の根和解の組織及び活動に関する法令」、および、1999年の「草の根和解の組織と活動に関する法令の一部を施行するために規定する政府議定」が存在したことを指摘する必要がある。後者は、ほぼ前者の法文の構成を踏まえて、それらを敷衍するかたちで規定していた。

前者の「草の根和解」に関する法令は、2013年に「草の根和解法」として法律に昇格し、同法は、2014年1月1日から施行されている³⁷⁾。ただし、本稿では、前者を便宜的に「草の根和解組織・活動法」と呼び、それを中心に紹介したい。このような法律への格上げは、2015年における民事訴訟法の改

34) ベトナム憲法は、『ベトナム六法』の憲法編に所収。なお、憲法前文には、「高い自力精神」の実現にも言及されている。

35) 興味深いことに、憲法127条は「人民裁判所」に関する規定であり、その中に規定された。現行の2013年ベトナム憲法からは、「草の根和解」に関する規定は削除されている。鮎京正訓＝四本健二＝浅野宜之編『アジア憲法集〔新版〕』1133頁、1162頁（明石書店、2021年）参照。ただし、草の根レベルの紛争解決を規定していた旧法に相当する箇所には、新たに「人民裁判所は、正義を保護し、人権と市民の権利を保護し、社会主義制度を保護し、国家の利益、ならびに組織および個人の権利と合法的な利益を保護する任務を有する。」（同、102条3項）と規定されている。人民裁判所における「裁判外の和解の承認手続」の運用は、本条項の具体化とも考えられる。

36) 以下については、多々良・前掲論文注（25）14頁以下に負う。この論文には、関連法規の全訳が付されており、以下の条文は、基本的にはそれに基づくものである。なお、そこでは、「グラスルーツ和解」と訳出されているが、本稿では、「草の根和解」と統一的に表記したい。

37) 酒井・前掲論文注（26）46頁注（6）。

なお、本稿執筆の現在、法律に格上げされた法令が、旧来のものと内容的に完全に同じか否かが精査できないので、以下はその限りでの暫定稿にすぎないことをお断りしたい。

正による「裁判外の和解の承認手続」の創設に向けた手続的な整備の一環と考えられる。

「草の根和解組織・活動法」(以下、本章での引用の場合には、単に「草法」という。)は、「前文」として、法の目的を明記している。それは、「住民共同社会における団結・相互扶助・情愛の伝統を十分に活かし、草の根レベルでの人民間の小さな法律違反行為及び紛争の解決の効率性を向上させ、法律違反を防止・減少させ、社会の秩序と安全を保障し、裁判所に提起される事件を減少させることに資するために」、「草の根和解」の組織および活動について規定するというものであった。村落自治の一環として、軽微な紛争解決と紛争予防を目指した法規であった。

「草の根和解」自体は、草法1条に、「指導・補助・説得をすることを通じて、紛争当事者が、小さな法律違反や紛争について互いに自主的な解決に達することであり、人民内部の団結を維持し、家庭・住民共同社会における感性や美しい伝統的道理を確かなものにして十分に活かし、住民共同社会における法律違反を予防・減少させ、社会の秩序と安全を保障することに資するものである」と定義づけられているが、これは「前文」の趣旨をより明確化するものである。

この「草の根和解」は、一般に、国家によって奨励されている(草法2条後段)。

(2) 和解組の構成、対象事件および和解原則等

「草の根和解」は、「和解組又は住民共同社会におけるその他の和解組織」(以下、「和解組等」という。)が行う。これは、和解を実施する合議体が組織されるということを意味する(草法7条1項)。なお、草法2条前段の規定には、草の根和解は、法律、社会道徳および人民の美しい風俗や習慣に従い、和解組その他の住民集落における人民その他の適当な組織の活動を通じて行われる旨の規定がある。

和解組の構成員は、先に述べたように、選挙によって選出される(草法7

条2項)。

「和解組の組長」の役割(草法8条)が規定されている。すなわち、和解組の組長は、和解組の責任者であると同時に、組員の立場として和解活動に参加し、かつ、その任務として、①職務を割り当て、和解組の各組員の活動を調和・調整し、必要と認めるときは別の和解組の活動を調整し、②和解組の活動について経験の抽出を実施し、また、③和解活動について、人民委員会・祖国戦線委員会に報告を行う。

また、「和解組の組員の基準」として、以下の基本姿勢が求められている。すなわち、「良き品位・道徳を備え、共産党の主張・政策及び国家の法を厳格に執行し、人民の中で威信を有している」こと、「政策、法を実現するよう人民を説得し、動かす能力を有していること」、および、「和解の組織に進んで参加し、和解活動において責任感と熱意を有していること」が求められているのである(草法9条)。

「草の根和解」の対象事件は、軽微な法律違反や紛争に限定されている(草法3条)。すなわち、住民共同社会における小さな法律違反および紛争に対して行われる和解であり、それには、以下の事案が含まれる。すなわち、①個人間の矛盾および見解の相違、②民事、婚姻および家庭関係から生じる権利利益に関する紛争、法律違反ではあるが、法律の規定により刑事手段・行政手段により処理される程度に至っていない事案である(以上、同条1項)³⁸⁾。ただし、①刑事犯罪(被害者が刑事処理を要求していないもの、法律の規定により行政処理に関して国家機関の管轄に属しないものを除く)、②行政処世上の違反行為、および、③法律違反や紛争であるが法律の規定

38) 多々良・前掲論文注(23)3頁。離婚の訴えを提起する前提として前置すべき和解手続として位置付けられているようである(草の根和解の組織及び活動に関する法令3条1項b号、和解の組織と活動に関する法令の一部を施行するために規定する政府議定4条1項c号、ベトナム婚姻家庭法40条参照)。また、労働紛争に関しては和解組による和解の適用が除外されるが(上記議定4条2項c号)、それに代わるものとして労働法上、労働調停員等の制度が存在しており、上記調停員の調停等が前置されることが労働事件の提訴の要件となっている(改正労働法201条等、改正ベトナム民事訴訟法31条1条参照)。

により和解をすることができない行為や事件は、和解の対象にならない（以上、同条2項）。また、刑事・行政上の処理を回避するために和解を利用する一切の行為は、厳格に禁止されている（同条3項）。この最後の点は、日本法の視点からも興味深い。

「草の根和解」の適用規範は、「共産党の方針及び政策、国家の法、人民の社会道徳及び良好な風俗習慣」（草法4条。なお、草法2条前段〔和解の形式として「人民の美しい風俗・習慣に従」うことを規定〕・13条4号〔「人民の良好な風俗・習慣に沿った合意」の達成を規定〕も参照）である。合意型民事紛争解決手続として、また、村落自治の尊重として、「草の根和解」では、民事訴訟の場合と比べて、広範な法源の利用が許容されている。この点は、基本的に日本法と同様な考え方に基づくと思われる。

草法は、「和解原則」として、①あくまで、当事者の自主性を尊重し、和解の受け容れを義務づけたり強要したりしないこと、また、②和解内容としても、「客観性、透明性があり、合理的で人情に沿う」こと、③「紛争当事者の私生活に関する情報の秘密を守り、その他の者の適法な権利利益を尊重する」こと、④「国家の利益、公共の利益を侵害しない」こと、さらに、⑤「法律違反を阻止し、その他の発生する恐れのある悪影響を制限し、和解の目的を達成するために、適時に、主導的に、我慢強く行う」ことを確認している（草法4条2項～4項）。いずれも重要な鍵点であり、当事者間の自発的な合意形成の奨励と、内容的な妥当性が探求されており、事後的に和解が攻撃に曝されないような事前の基本指針あるいは予防的な警告として、重要な意義が存在すると考えられる。また、「草の根和解」とは言いながらも、その実、和解組は、統治機関としての司法機関の最末端の組織であり、そこにおける「法の支配」にも国家が腐心している様子が窺われる。そこでの「法の支配」とは、単に、和解組の組織面・手続面での法の支配だけではなく、その個別具体的な事案における和解活動面や合意内容面での法の支配への配慮である。

このような積極的な和解活動は、「報賞」によってもインセンティブが与

えられている。すなわち、「和解組と和解組の組員は、和解活動において成果を上げた場合、報賞を受け」、また、「組織を設立・強化し、草の根和解組織の活動の成果を向上させ、積極的に和解に参加することに実績をあげた組織、個人は、報賞を受ける」こと（草法15条）も規定されているのである。

ただし、「和解活動におけるベトナム祖国戦線、その構成員としての各組織、その他の社会組織、経済組織、国家機関、人民武装部隊及び国民の役割」（草法5条）も規定され、また、和解活動自体が、国家の管理に服するのである（草法6条）。

すなわち、前者の規定には、ベトナム祖国戦線、その構成員としての各組織、その他の社会組織、経済組織、国家機関、人民武装部隊および国民は、関連する国家機関と密接に協調し、和解組または住民共同社会におけるその他の和解組織に人民を手配し、「草の根和解」の活動のための条件創出を補佐し、法律の規定に従って和解に参加する責任があると規定されている。また、後者の規定には、「和解活動に関する国家管理」として、まず、和解活動に関する国家管理の内容には、①和解の組織および活動に関する法律文書を発布すること、②和解の組織および活動について指導を行うこと、③和解活動を行う者に対して、共産党の方針・政策、国家の法に関する研修を実施し、和解業務の質を向上させること、および、④和解活動の部分的な総括や総合的な総括を行うことが含まれると規定され、次に、政府は、国家全体の和解活動について国家の管理を統一的に行うこと、司法省は、「草の根和解」に対する国家による管理の実施に関し政府に対して責任を負い、かつ、各級の人民委員会に対して、指導および指示を行い、地方における和解活動について国家の管理を実施することが規定されている。

このように、「草の根和解」は、国家の管理の下に組み込まれており、また、和解組の活動についても統一的な管理により、その活動の質的な保証を担保する基本的な法システムが構築されているのである。

(3) 和解手続

「草の根和解」の手続は、紛争当事者の申立て、または、職権によって開始される(草法10条)。ここで職権によって行われる場合とは、和解組の組長・組員の申立て、または、その他の機関・組織個人の申立てに基づく場合である。

和解手続は、和解組の1名または複数の組員によって実施することができ、必要な場合には、和解組以外の第三者を和解に参加させることもできる(草法11条)。

「和解の手順」は、以下のとおりである(草法13条)。

すなわち、和解の手続は、口頭により行われ、当事者からの求めがあれば、和解調書が作成される。具体的な状況に応じて、当事者の一方または当事者の双方と面談して、和解を進めることができる。これは、同席和解だけではなく交互面接方式の和解も可能であることを示している。和解組の組員は、事案、対立が生じた原因を検討し、関連する個人・機関・組織の意見を参考にし、当事者の意見を聞いた後に、これを分析して、法・社会道徳・人民の良好な風俗習慣に沿った合意に達し、かつ、この合意を任意に実現するように当事者を説得するという手順をとる。

「和解の終了」については、「当事者が合意に達し、その合意を任意に履行することを約束したときに、和解は終了する。和解組の組員は各当事者に対し、同意内容を実現するように手配し、かつ、説得する」ことが規定されている(草法14条)。

興味深いのは、先に言及したように、「報賞」(草法15条)の規定が設けられていることである。すなわち、同条には、和解組と和解組の組員は、和解活動において成果をあげた場合には報賞を受けることが規定され、また、組織を設立・強化し、草の根和解組織の活動の成果を向上させ、積極的に和解に参加することに実績をあげた組織、個人も、報賞を受けることが規定されている。その選定方法や報賞内容さらには報賞付与の実績は定かではないが、このような報賞制度は、裁判所内外におけるベトナムの合意型紛争解決手続

に見られる特徴である。

なお、「規定違反の処理」(草法16条)として、「この法令及び草の根和解に関する法律その他の規定に違反する行為をした者は、違反の程度に従い、懲戒処理・行政処罰を受け、または刑事責任を追及される」こと、また、「損害を発生させた場合は、法律の規定に従って賠償しなければならない」ことも明記されている。

3 実情と若干の展望

「草の根和解」の制度については、2015年の民事訴訟法改正前に次のように指摘されていた。すなわち、それは、「特に農村部においては自主的な紛争解決手段として比較的有効に機能しており、司法アクセスの実現にも貢献しているとの評価がある一方で、住民間の共同体意識が希薄化している都市部においてはその意義は相対的に低下しているとの指摘」³⁹⁾がなされていたのである。

これより前に、「国連開発計画ベトナム事務所」から刊行された報告書『ベトナムにおける正義へのアクセス (Access to Justice in Vietnam)』(公刊年不詳)では、次のように紹介されていた。以下は、労働法学者でベトナムの法と社会に造詣が深い香川孝三教授の紹介による⁴⁰⁾。

この報告書のもととなった調査対象者の中で、<自己の権利を守ってくれる機関として、裁判所や法律扶助機関をあげる者は少なく、人民委員会や警察という行政機関をあげている割合が高い。裁判所に対する不信が背景にあると思われる。その中で、都市住民が弁護士をあげる割合が高いのに対して、山岳住民は草の根調整団体〔和解組〕の割合が高い状況である。都市部に弁護士が偏在していること、山岳部では少数民族を支援する団体が活躍しているという背景が窺われる。>と指摘された上で、「信頼度調査」の結果につ

39) 多々良・前掲論文注(25)15頁。

40) 以下は、香川孝三『ベトナムの労働・法と文化——ハノイ滞在記』190頁、191-192頁(信山社、2006年)による。

いて、次のように紹介されている。

くどのような機関が自己の権利を守ってくれるかについて、利用したもので信頼度が高いのは、村や地域の長（89%）、草の根調整団体〔和解組〕（81%）、弁護士（75%）の順になっている。よくアクセスされているのに、人民委員会（43%）や警察（37%）の信頼度は低い。利用したことがない人でも信頼度が高いのは、村や地域の長（60%）、弁護士（46%）、草の根調整団体〔和解組〕（36%）、裁判所（36%）の順であり、人民委員会（33%）や警察（33%）は、それより低く、法律扶助機関への信頼が最も低くなっている。>（〔〕内は、川嶋）との紹介がなされている。

和解組と裁判所の信頼度の割合が同一であるのは興味深い。村落における身近な紛争解決制度の信頼度が、国家の紛争解決制度のそれに優るとも劣らないことを示していると考えられるからである。なお、一党独裁の中央集権的民主主義国家であるベトナムでは、人民委員会、警察および法律扶助機関への信頼が相対的に低いのは意外な感じがしないでもないが、思想信条の自由や表現の自由が保障されている現実を示しているのかもしれない。たとえば民事訴訟法とその幾度かの改正に見られるように、ベトナムという国が、いったん法律を作っても、不断に改善の基本スタンスを取り続ける理由は、それを可能とする立法担当者だけでなく、立法担当者による国民のニーズや社会的要請に即応しようとする意欲の表出と考えられるかもしれない。

それはそれとして、2015年民事訴訟法改正後における「草の根和解」の動向は注目されるべきであろう。先に述べたように、提訴後であっても訴訟上の和解が行われることから、共同体における自治の観念が希薄化している地域では、確かに、裁判所における訴訟手続や和解手続の方がより迅速な解決が図られるとも考えられる。ただし、和解組等における熱意ある和解活動自体が、自治の涵養につながる場合もあると考えられる。とりわけ、和解組の構成員における技能の向上と先例の集積は、より良き成果を生み出すことにつながるであろう。

また、もともと2015年改正民事訴訟法の施行以前は、裁判外の和解自体を債務名義化する手続は存在しなかったため、和解組等は、強制執行手続が利用できなかったゆえに任意履行を可能にする裁判外の和解内容の形成に腐心していたとも考えられる。それはそれで、任意履行を可能にする和解手続が行われ和解条項が形成されるように各自が努力することから（草法13条4号参照）、手続過程のあり方としては興味深かったのである。それゆえ、2015年改正民事訴訟法施行以後における和解組による和解の現実の動向は興味深い。なぜならば、報賞の視点から考えた場合には、「和解活動において実績をあげた場合」（草法15条1項）の「実績」が、「草の根和解」の内容の任意履行の実現まで視野に入れて評価されるのか、それとも、単なる「草の根和解」の成立だけを基準に評価されるのかなど、法改正の前後で評価が異なることになるかどうかの問題も生じると考えられるからである。特に、「草の根和解」の内容の債務名義化が可能になれば、任意履行の説得あるいはそれを可能とする条項の創案等が軽視され、法の規定に従った「説得」はなされるものの任意履行の可能性は和解内容に織り込まず、ともかく「草の根和解」の成立のみが視野に入れられることになるかもしれないと考えられるからである。つまり、裁判外の和解の承認手続が創設された後は、比較的安易に和解が成立させられることになるようにも思われかねないからであり、和解内容の実現は、裁判所の承認やその後の強制執行に委ねられることが多くなるとも考えられるからである。ただし、和解承認決定自体が行われない場合や不奏功に終わる場合等も考えられ、それが村落にフィードバックされることを考え、やはり基本的には「草の根和解」では任意履行の可能性をも視野に入れつつ和解形成作業が遂行されることになるのではないかとも思われる。「草の根和解」の手続的な完結性が、どのように変容するか（あるいは変容しないのか）については興味深い。また、日本法との関係では、(認証)ADR 機関での合意内容を債務名義化できる手続が創設された場合に、当該ADR 機関における利用件数や合意の達成件数および合意内容の質がどのように変化するかの問題を考える上でも興味深いのである。

なお、これはベトナムにおける村落の和解システムであるが、東南アジアの諸国には、伝統的に多様な村落和解の制度が存在するようである⁴¹⁾。

Ⅳ ベトナムの「裁判所における調停・対話法」

1 前 史

(1) パイロット調停の概要

2020年に、ベトナムでは「裁判所における調停・対話法」(以下、単に「調停・対話法」という。)が成立した(本章での条文引用の場合は、単に「調停法」という。)。これは、日本の裁判所における調停制度に対応するような手続を含んだ裁判所内における合意型紛争解決手続である。

まず、この法律の制定以前の動きについて、情報が極めて少ないが、一瞥することにしたい。興味深い手続を数多く有するため、手続自体については、少し詳しく概観したい⁴²⁾。

ベトナム最高人民裁判所は、2017年10月3日、「人民裁判所の和解⁴³⁾の強化に関する指令」を出した上で、2018年1月22日、「ハイフォンにおける民事行政紛争解決の調停・協議改革、強化のためのパイロット」に関する計画を提示した。ここでいう「協議」が、法律文言に含まれる「対話」に相当すると考えられる。

41) たとえば、松尾研究会編「東南アジアにおける司法アクセスの現状」法律学研究61号215頁(2019年)等を参照。

42) 以下は、鈴木一子「第60回ベトナム法整備支援研修」ICD NEW 76号171頁、171-172頁(2018年)に全面的に依拠した。これは、2018年6月に、法務総合研究所国際協力部が、最高人民裁判所副長官等を招いて東京で開催した、いわゆる本邦研修「第60回ベトナム法整備支援研修」の内容を報告する論稿であるが、「調停・対話法」の前史を知る上で示唆的である。この研修会には、筆者も参加した。

43) ここで用いた「調停」という用語には、「2015年改正民事訴訟法」における「和解」と同じ用語が用いられており、ベトナムでは日本法等におけるような「調停」に対応する用語が用いられていないが、その実質に鑑み、以下では「調停」と記す。

2018年3月から、この計画に基づいて、ハイフォン市人民裁判所、同市内にある9つの区裁判所、および、郡の裁判所（以下、「パイロット庁」という。）に、「調停・対話センター」が設置され、試験的に調停が開始された（以下、この調停を、「パイロット調停」と呼ぶ）。パイロット調停の導入目的は、裁判所（裁判官）の負担軽減を図る面が大きいとされた。パイロット調停は6ヶ月間にわたって実施され、その後、最高人民裁判所が、パイロット調停の結果を総括した上で評価し、調停制度に関する提案書を作成して、共産党中央司法改革指導委員会に提出する計画が示されていた。

調停・対話センターは、パイロット庁内に設置されているが、パイロット調停自体は、訴訟事件を担当する裁判官が、その手続を進めるのではなく、裁判所が選任した調停を担当する者（以下、「調停人」という。）が実施した。この調停人は、元裁判官、元検察官、元捜査官および弁護士等の中から任命された。日本の場合のように複数人が調停委員会を構成する形式で調停を行うのではなく、1人の調停人が1事件を担当した。調停人には、月額30万ドン（約15,000円）の報酬のほか、調停が成立した場合には、1件につき50万ドン（約2,500円）の報酬が支給されたとのことである。

パイロット調停は、「調停・対話センター」で行われた（「対話」の意味については、→（2））。その対象事件は、民事事件、営業事件、商事事件、婚姻事件、家族事件および行政事件である。手続としては、これらの事件について訴えが提起された場合に、原則として、パイロット庁では事件を訴訟事件として受理することなく、「調停・対話センター」に移送し、同センターにおいて調停が行われるかたちがとられた。裁判所が事案を個別的に検討して職権で調停に付すという手続形式をとるのではなく、自動的かつ強制的に調停に付された。したがって、当事者は、訴訟ではなく調停を直接申し立てることはできないとされたのである。

この調停手続の実施期間は、1件当たり原則として20日間（最長で2か月間）であり、この期間内に調停が成立しなかった場合には、事件を再び裁判所に回付し、訴訟として手続が進められた。調停が成立した場合には、日本

と異なり、調停条項を調書に記載しただけでは執行力のある債務名義にはならず、当事者が債務名義を得たい場合には、調停成立後、裁判所に裁判外の和解の結果承認決定（2015年改正民事訴訟法416条以下）を求める申立てをする必要があった。

ベトナムからの本邦研修に参加した研修員からの報告によれば、2018年5月18日までに、パイロット庁に、1077件の訴状が提出されたとのことである（内訳：民事紛争121件、家事紛争802件、経営や商事関係の紛争90件、労働紛争7件、行政訴訟57件）。このうち、調停が実施されたのは893件であり、調停が成立したのは600件であった。調停成立率は、67.2パーセントであった。

研修員によれば、第1に、ベトナムにおいては、裁判官の定員削減が命じられているものの事件数は増加していることから、裁判所の負担軽減のために調停制度の導入が重要であること、第2に、パイロット調停の成果が順調であれば今後調停を行う庁を増加させる計画を有していること、および、第3に、「調停関係法（仮称）」の制定を目指すこと（当時は、そのような調停についての法的な根拠がなかったこと）が指摘された。なお、第4に、裁判所学院（裁判所の研修施設。裁判官を養成するコースのほか、大学の法学部課程もあり、当該法学部を卒業した者の多くが、裁判所職員になるようである。）の教育課程において和解や調停のカリキュラムを入れることを検討していることなど⁴⁴⁾が、説明されたのである。

(2) パイロット調停の課題

2018年当時、「パイロット調停」には、いくつかの問題があることが指摘されていた⁴⁵⁾。

- ①調停成立後であっても、裁判所から承認決定を得なければ執行力が生じないので、当事者が承認決定を申し立てないまま調停条項で定められた義務が不履行となった場合には、再び訴えを提起する必要があり、

44) 鈴木・前掲論文注(42)174頁。

45) 鈴木・前掲論文注(42)174-175頁参照。

手続が迂遠であること。

- ②調停を申し立てたい者であっても、まず訴えを提起しなければならず、手続としては迂遠であること。
- ③パイロット庁に提起された訴えは、必ず「調停・対話センター」に回付されるので、調停をする意思がない者も、当事者が2回程度調停期日を欠席してはじめて、事件を再び裁判所に回付し訴訟として進行するという運用が行われているので、手続としては迂遠であること。
- ④日本の調停委員とは異なり、ベトナムの調停人は常勤とされ月給が支給されるので、人件費も相応に高くつくことから、予算の確保に問題が生じること。
- ⑤調停人の確保と育成の方法に問題があること（当時、調停人に任命されていたのは、58人のみであったことが報告されている。）。

このような先行的な実務を踏まえて、「調停・対話法」が2020年に制定され、2021年1月1日から施行されている。

以下では、注目すべき手続を有するこの「調停・対話法」について、やや詳しく概観することにした。日本的な視点から見れば、手続面での裁量の範囲が広いと考えられている調停・対話法の手続、すなわち非訟事件手続が、細かな法律の条項によって規律されている点に、興味を覚えるからである。

まず、概観の前提として、「調停・対話法」の名称等に言及したい⁴⁶⁾。この法は、日本法の視点から見れば合意成立のためのプロセスを提供する手続法であるが、そこでは「調停」と「対話」という用語が使い分けられている。すなわち、この法律は「調停・対話法」という名称をもつが、ここでは、民事事件における裁判所内での訴訟前の和解的解決を企図した手続・活動が「調停」と呼ばれ、行政事件における裁判所内での訴訟前の和解的解決を企図した手続・活動が「対話」と呼ばれ、両者の用語の使い分けが行われているの

46) 訳文については、「裁判所における調停・対話法（2020年）」(<https://www.moj.go.jp/content/001349696.pdf>)による。なお、一部、本稿での用語統一等のために、そこでの和訳を改めたところがある。

である。しかも、そのような区別との関係では、民事事件における調停成立が「合意」と呼ばれ、行政事件における対話成立が「一致」と呼ばれているのである。

なお、「調停・対話法」には、日本法の視点から見れば「規則事項」等に属する細則に関する規定も取り込まれたかたちで一体的に規定されている（このような規定の仕方は、ベトナム民事訴訟法も同様である）。それは、裁量に委ねず行為規範・行為指針となることから、一定の拘束力ある手続指針・手続教育的な意義さえ有していると考えられる。そのような規律の基本スタンスは、細則がなければ調停人の手続進行に疑問があるので細かく規律しているとも思われるが、調停人による全国均質な手続運営を可能にするために、細則でもって、一覧性のある規範的かつ統一的な手続指針やガイドラインを提示しているとも考えられる。

2 「調停・対話法」の概観

(1) 手続対象事件、基本構造、調停・対話原則および当事者の権利・義務等

「調停・対話法」は、先に述べたように一覧性に配慮した詳しい規定をもつが、それは法の領分や手続規律の原則および手続利用者である当事者の権利・義務に関する規定から始まる。

①「調停・対話法」の手続対象となる事件 「調停・対話法」における調停・対話は、裁判所が、民事訴訟法・行政訴訟法の定めるところにより、裁判所の解決権限に属する民事・婚姻家族・経営・商事・労働紛争に関する事件、協議離婚の承認申立て、または、行政事件を受理する前に実施される（調対法1条）。一見すれば、調停前置主義が採用されているようにも見えるが、調対法16条によれば、調停・対話の手続の実施は、原告・申立人および被告・相手方の同意等に依存している。その意味で、強制的な意味での調停前置主義ではなく、任意的・選択的な意味での調停前置であり、手続の無駄を抑え手続の合理化を目指す意図が窺われる。パイロット・システムの経験

から選択された手続手法であるように思われる。

②**調停人と調停・対話** 「裁判所における調停人」（以下では、単に「調停人」という。）とは、「調停・対話法」により、民事・婚姻家族・経営・商事・労働、協議離婚の承認申立ての紛争（以下、「民事事件」という。）の調停、および、行政訴訟の対話を実施するために、省級人民裁判所の長官によって任命される者をいう（調対法2条1項）。

「調停・対話法」は、「調停」と「対話」の定義を記している。つまり、すでに少し触れたように、「裁判所における調停」とは、調停参加当事者が民事事件の解決のために合意できるように支援するため、裁判所が民事事件を受理する前に、調停人が実施する調停活動をいい（同条2項）、「裁判所における対話」とは、対話参加当事者が行政訴訟の解決について意見を一致できるように支援するため、裁判所が行政事件を受理する前に、調停人が実施する調停活動をいう（同条3項）。調停と対話という用語は、ベトナムにおける事件種類の違いに応じた行為表現の異同であるが、日本法の視点から見れば、要するに「調停」とまとめることができる。「調停・対話法」とは、要するに「調停法」なのである。

ただし、以下では、ベトナム法の紹介であるため、基本的にはベトナムの条文表現のとおり述べていきたい。

このような民事訴訟と行政訴訟とで用語の使い分けが行われているのは、民事訴訟では、当事者の互譲により和解が成立すると理解できるが、行政訴訟では、行政庁の「互譲」（譲歩）といった観念が受け容れ難いと考えられていることに、由来するのかもしれないように思われる。ただし、法による行政の観点からは、確かに行政庁の判断を徹底的に維持・貫徹する考え方もあり得るが、しかし、判決でさえ変更判決（日本民事訴訟法256条）が認められており、決定については、再度の考案（同333条）も認められているのである。これらは、法の支配の下での確認的な規定であると考えられるので、行政処分等に関しても、行政庁は、法の許容する範囲内で和解的な対応を行うことは可能であると考えられるのである。

③調停・対話原則 「調停・対話法」には、裁判所における「調停・対話原則」が明記されている。訓示規定・努力義務的な規定も含まれているが、裁判所や調停人に対する基本的な法的要請として重要な意義をもつ。

すなわち、[1] 調停・対話参加当事者（以下、単に「当事者」という。）による自発的な調停・対話の実施、[2] 当事者の自発的な合意や意見の一致の尊重（当事者に対してその意思に反する合意・意見の一致の非強制）、[3] 当事者間の権利・義務の平等保障、[4] 調停・対話の事件に関連する情報の秘密保持、[5] 柔軟で事案適合的な調停・対話の方法の採用（以上、調対法3条1項～3項・5項〔調対法4条〔詳細に守秘義務を規定〕の確認〕・6項・7項）が、それである。また、[6] 「合意した調停内容・意見が一致した対話内容は、法律の禁止事項に違反せず、社会道徳に反せず、国家又はその他の機関・組織・個人に対する義務の回避を目的とするためではなく、その他の機関・組織・個人の適法な権利、利益を侵害しないこと」（調対法3条4項）も明記されている。

そのほか、特に、[7] 「自らの民族の言語・文字を使用する権利」を有することや、「調停・対話参加当事者が聴覚障害者、発話障害者又は視覚障害者である場合、障害者の専用言語、記号、文字を使用する権利」を有し、通訳人またはそれに相当する者の保障（同条8項）にも言及する。多民族国家であるベトナムにおける少数民族等にも配慮した極めて周到かつ先進的な規律である。

さらに、[8] 「調停・対話におけるジェンダー平等を保障し、子の適法な権利及び利益を保護すること」（同条9項）も保障されている。現代的な要請に対して的確に対応しており、国際条約等にも即応したものである。これらの諸規定は、SDGs（持続可能な開発目標）にも配慮した注目すべき規定群である。

以上の規律（および以下の規律）には、当然の事項も確認的に含まれていると考えられる。「調停・対話法」自体、一覧性をもった一種の規範的統一手続マニュアルという意義もあり、細則をも含めたそのような規定の仕方自

体、ベトナムにおいては一定の合理性を有すると考えられる。

また、国家が、裁判所における調停・対話の方法による民事事件・行政事件を解決するように奨励し、法の要件を満たしている者が調停人になるように奨励し、さらに、裁判所における調停・対話活動に有利な条件を整備し支援する政策を実施することも規定されている（調対法5条）。

なお、調停・対話の諸原則の中には、守秘義務も含まれるが、これは項を改めて、次にまとめて述べたい。

④**守秘義務** 特に、秘密保持義務（守秘義務）に関しても、詳しい規定が置かれている。調対法4条が、以下で述べるような規定を設けているのである。

まず、「調停人、当事者、調停・対話への参加の招請を受けたその他の機関、組織および個人は、調停・対話の過程において把握した情報を漏洩してはならない」（調対法4条1項）と規定されている。

次に、調停・対話の過程において、録音・録画および調停・対話の議事録を作成してはならず、また、議事録は、この調対法31条の規定の定めるところにより、調停・対話結果の承認のためにのみ、作成することができる。しかも、調停人および当事者は、調停・対話のためにメモを取ることはできるが、メモに書き留めた内容の秘密を保持しなければならない旨の規定も置かれている（以上、同条2項）。細かな規定であるが周到な規定である。

さらに、機関、組織および個人は、次の場合を除き、法令の定めるところにより、事件を解決する過程において、調停・対話の過程における当事者の資料・陳述を証拠として使用してはならないと規定されているが、ただし、その規定の適用が除外される場合として、次の2点が明記されている（同条3項）。

すなわち、第1が、「調停・対話の過程において資料を提供し、意見を陳述した当事者が、調停・対話の過程における自己の資料、陳述を証拠として使用することに同意した場合」であり、第2が、「法令の定めるところにより、証拠として使用しなければならない場合」である。

またさらに、機関、組織または個人が、調対法4条の1項、2項および3項の規定〔以上に述べてきた規定〕に違反する場合、すなわち、守秘義務違反の場合には、法令の規定に従って処理される旨の規定も置かれている（同条4項）。当然の確認的な規定である。

⑤**当事者の権利・義務** 当事者の権利・義務は、次のとおりである。

まず、「権利」として、次のような諸権利が規定されている。

[1] 当事者は、調停・対話への参加について、同意したり拒否したりする権利、および、調停・対話を終了させる権利を有する（調対法8条1項）。基本的に、手続上の自己決定権が、当事者に保障されているのであり、手続開始時と終了時における処分権主義の保障である。また、[2] 当事者による調停人選定権（調停人名簿からの選定権）、調停人交代請求権、通訳人手配請求権、秘密保持請求権、解決案提示権、成立調停・成立対話の結果を承認するよう求める権利、成立調停・成立対話の内容の実施請求権、権限を有する裁判所に対して、および、成立調停・成立対話の結果の承認決定を再審査するように申し立てる権利等も認められている（同項各号参照）。日本とは異なり、当事者が調停人を指名する権利や交代を求める権利が付与されていることは興味深い。交代を求める権利は、実質的には忌避権として機能することも考えられる。このような規律は、日本のように、調停内容に合意しない自由があることから、忌避権（交代請求権）も認められていない旨の規律のあり方を再考させる契機となるであろう。特に調停委員会形式で調停が行われる場合には、その手続自体を継続して生かし合意を達成したいと当事者が考えることもあると思われるからである。

次に、「義務」として、次のような諸義務が規定されている。

[1] 当事者は、法令を遵守し、調停・対話の過程を通じて積極的な結果が得られるように促すために善意・協力の精神で調停・対話に参加し、事件の事実および内容を正確に陳述し、しかも、調停人の請求に応じて事件に関する情報・資料・証拠を適時かつ十分に提供する義務を負う（調対法8条2項a)号・b)号)。

[2] 調停・対話の過程で自ら提供した情報・資料・証拠の

真実性については責任を負う⁴⁷⁾。法令遵守は当然のこととして、このような信義則的な手続協力義務は、適切かつ合理的な調停結果の実現のために不可欠の前提となるであろう。

⑥**経費と予算** 「調停・対話法」には、裁判所における調停・対話の予算・経費（調対法6条）に関する規定も存在する。また、裁判所における調停・対話の費用について、国家予算で賄うべき費用、および、当事者が負担すべき費用に関する規定も置かれている（調対法9条）。

まず、裁判所における調停・対話の「予算・経費」については、「国家は、国家予算及び法令に定めるその他の適法な財源により、裁判所における調停・対話の経費を確保する。」（調対法6条1項）と規定され、かつ、「裁判所における調停・対話の経費は、最高人民裁判所と意見を一致させた上で、国会決定を求める政府から提出される。」（同条2項）と明規されている。また、財政大臣は、裁判所における調停・対話経費の予算編成、管理、使用および決算を定める（同条3項）旨も規定されている。

次に、裁判所における調停・対話の「費用」については、原則として、裁判所における調停・対話の費用は、国家予算をもって確保する（調対法9条1項）旨が規定され、例外的に、裁判所における調停・対話参加当事者が、[1] 金銭的価値がある経営・商事紛争に対する費用、[2] 当事者が裁判所の本庁外の調停・対話の場所を選択すると合意した場合の費用、[3] 解決権限を有する裁判所の本庁が所在する省の行政区域の範囲外にある民事事件、[4] 行政訴訟に関連する財産の現状を確認するときの費用、および、[5] 外国語の通訳費用を負担しなければならない（同条2項）旨が規定されている。この裁判所における調停・対話参加当事者が負担すべき費用については、政府

47) 提供した情報・資料・証拠が偽造である場合、調停・対話の結果が無効となる。犯罪の兆候がある場合には、刑事に関する法令の定めるところにより処理される。その他の機関・組織・個人に対し損害を与えた場合には、法令の定めるところにより賠償しなければならない（以上につき、調対法8条2項c)項)。当事者は、調停人および関係当事者を尊重する義務を負い、かつ、「調停・対話法」により調停人の請求を実施する義務を負い、しかも、裁判所における調停・対話の原則を遵守し、成立調停・成立対話の内容を実施する義務を負う（同項c)項～e)項)。

が、その費用の収納額、収納・納付の手順、手続および管理・使用の詳細を定めることとされている。このように費用に関する細かな規定が設けられている趣旨は、後日における費用負担をめぐる紛争を予防するためであり、細かな規定であるものの合理性がある規定である。

(2) 調停人

①**調停人の任命要件** 調停人の任命要件は、「ベトナムに永住しており、祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に対する忠誠心を有し、完全な民事行為能力を有し、善良な道徳的資質を有し、法令の厳正な執行の模範であり、次の要件を満たしているベトナム市民」(調対法10条1項)であることである。「ベトナム市民」の解釈にもよるが、ここには、明示的な形式では国籍条項が定められていない。日本では、外国籍の調停委員(民事調停委員・家事調停委員)の許否に関する明文の規定はないが、現在は外国籍の調停委員の任命は拒否されている現状があり、手続担当者の範囲を明確にするためには一定の規定が必要である。規定がなければ、広く適任者を任命できるのではないかと考えられるであろう。ベトナムにおけるこの規律は、広く適任者を得るために示唆的なものであると思われる。

任命の要件には、「[1] 裁判官、裁判所審査官、裁判所書記官、検察官、検察院検査官、判決執行法上の執行官、または、監査官を勤めたことがあり、弁護士または当該職務の領域で少なくとも10年の経験を持つその他の専門家、または、[2] 風習、慣習について知識を持ち、住民コミュニティにおいて名声を有する者」である。しかも、その者は、[1]「調停・対話の経験・技能を有すること」、[2]「割り当てられた任務の完成を保障する健康を有すること」、および、[3]「裁判官、主審査官レベル・高級審査官レベルの裁判官審査官、主任書記官レベル・高級書記官レベルの裁判所書記官、検察官、判決執行法上の執行官、監査官を務めたことがある者を除き、最高人民裁判所の教育機関により交付した調停・対話の業務の養成証明書を有すること」(同条1項a)号～d)号)が必要である。

ただし、調停人の任命についての除外要件（任命されない要件）⁴⁸⁾の定めもある（同条2項）。

なお、最高人民裁判所の長官が、本条の詳細を定めることとされている（同条4項）。

②調停人の任命・再任・解任　まず、任命関係の規定は、次のとおりである。

先に述べた「調停・対話法」10条1項に定める条件を満たしている者は、調停人として働く希望がある裁判所に対し、調停人の任命の申請書類を提出する（調対法11条1項）。

調停人の任命の申請書類は、任命申請書、履歴書および犯罪経歴証明書、管轄医療機関により発行された健康診断書、この調対法10条1項〔調停人の任命要件〕の規定に定める条件を満たしていると証明できる書類、および、この調対法10条1項d)号に定める最高人民裁判所の教育機関が交付した「調停・対話業務養成証明書」である（同条2項各号を参照）。

調停人の任命の申請書類を受領した裁判所は、調停人の任命の需要に基づいて、条件を満たしている者を選出し、省級人民裁判所の長官に対して、検討・任命を要請する（同条3項）。

その省級人民裁判所の長官は、調停人の任命申請書類をすべて受領した日から20日以内に、調停人の任命を検討して決定し、また、任命を拒否する場合には、書面により通知し、理由を明記しなければならない（同条4項）旨が規定されている。任命拒否の場合の理由の明記は興味深いのが、明記させる手続が存在することによって、より公正かつ説得的な任命手続が可能になると考えられる。特に、日本における裁判官の再任拒否問題や近時の日本学

48) 法は、調停人に任命されない者として、本条1項に定める要件を満たさない者、および、幹部、公務員、準公務員、人民軍隊の士官・下級士官、専門軍人、国防準公務員・労働者、人民公安の下級士官、または、公安職員として務めている者を挙げている。ここでいう「公安職員」は、一般に「公安」と呼ばれている「人民公安」で働くために採用されたが、士官・下級士官、または、兵士の階級の資格がない人をいう。上記和訳「裁判所における調停・対話法（2020年）」（注（46））18頁注11を参照。

術会議任命拒否問題等と対比しても、注目すべき規範であり、説明責任を果たすことを要請するものである。

省級人民裁判所の長官は、任命決定書を交付した日から7日以内に、調停人名簿を省級人民裁判所のポータルサイトに公表し、調停人が勤務している裁判所本庁に掲示する。同時に、最高人民裁判所のポータルサイトに公表するため、最高人民裁判所に送付することとされている（同条5項）。

調停人の任期は、任命日から3年である（同条6項）。

なお、最高人民裁判所の長官は、本条の詳細を定める（同条7項）。

次に、調停人の「再任」関係の規定は、以下のとおりである。調停人は、任務を遂行することができる健康を保持しない場合、任務を完遂しない場合、または、当該調停人が勤務している裁判所の調停人の総数の10%のうち、2年間で最も任務の成績が悪く、交代する必要がある場合を除き、任期満了時に、検討の上、再任命される（調対法12条1項）。当事者の指名により調停人が選任されるので、これはなかなか厳しい要件である。ただし、予め再任の要件が明示されていることは、調停人にとっても有益であるが、しかし、「任務の成績」がどのように評価されるかについては定かではない。

調停人の再任書類は、再任申請書、管轄医療機関により発行される健康診断書、調停人の調停・対話任務の遂行過程についての報告書、および、調停人が勤務している裁判所による調停人の調停・対話任務の遂行過程についての評価・論評である（同条2項）。

再任および調停人名簿の公表の手順ならびに手続は、調停人の任命に関する調対法11条4項および5項の規定の定めるところにより、実施する。

なお、最高人民裁判所の長官は、本条の詳細を定める。

次に、調停人の「解任」関係の規定は、次のとおりである。調停人の解任は、調停人の希望による場合、調停人が、調対法10条1項〔調停人の任命要件〕の規定に定める条件のいずれかを満たさなくなった場合、または、調対法10条2項b)号〔幹部、公務員、準公務員、人民軍隊の士官・下級士官、専門軍人、国防準公務員・労働者、人民公安の下級士官、または、公安職員

として務めている者〕の規定に定める場合に該当する場合において実施される（調対法13条1項）。

この解任事由に関する本条1項の規定に定める根拠がある場合に、調停人が勤務している裁判所は、省級人民裁判所の長官に対し、調停人の解任を審査し決定するよう要請する。要請を受けた日から3営業日以内に、省級人民裁判所の長官は、調停人の解任を審査し決定する。この決定は、解任を受けた者および勤務している裁判所に送付される（同条2項）。

省級人民裁判所の長官は、解任決定を交付した日から3営業日以内に、調停人名簿から解任を受けた調停人の氏名を削除し、解任調停人名簿を省級人民裁判所のポータルサイトに公表し、調停人が勤務している裁判所に掲示する。同長官は、それと同時に最高人民裁判所のポータルサイトに公表するため、最高人民裁判所に送付する（以上、同条3項）。

なお、省級人民裁判所は、調停人の氏名を削除した後、「調停人カード」（調停人の身分証明書）を回収する（同条4項）。身分証明書の回収まで規定している点は周到である。ちなみに、日本の調停委員は、特に最高裁判所から身分証明書は発行されていない。

③調停人の権限・義務等 調停人の権限・義務等については、次のとおりである。

まず、「権限」について、調停人は、「調停・対話法」により、民事事件の調停、行政訴訟の対話を行うが、次のような権限を有する（調対法14条1項）。

[1] 当事者に対し、紛争・訴訟に関する情報・資料・証拠を提出し、その他の調停・対話に必要な情報・書類を提出するように請求する権限、[2] 当事者の一方の請求により、調停・対話の結果を承認する議事録を作成する前に、紛争・訴訟に関する財産の状況を確認する権限、[3] 名声を有する者を調停・対話へ参加できるように慫慂し、紛争・訴訟分野に関する専門知識を持つ機関・組織・個人の意見を参考にする権限、[4] 調停・対話の専門・実務・技能の養成を受ける権限、および、[5] 政府の定めるところにより報酬を受け、法令の定めるところにより報賞（調対法15条1項・6項）を受ける

権限等を有する。

次に、「義務」について、調停人は、以下のような義務を有する（同条2項）。

[1]「調停・対話法」に従い、調停・対話を行う義務、[2]法令を遵守し、独立し、公平で、客観的な調停・対話を行う義務、および、[3]秘密保持義務を負う。また、調停人は、[4]当事者に対し、その意思に反して調停・対話を強制してはならず、かつ、[5]当事者から金員や利益供与を受けてはならない。

さらに、[6]公正を妨げるような事情がある場合には、調停・対話を拒否しなければならない。しかも、[7]調停での合意内容や対話での一致内容が、法令を遵守し社会道徳に従ったものでなければならない。またさらに、[8]調停での合意や対話での一致が、国家等の義務回避を内容とするものであってはならない。

なお、[9]自ら調停・対話を行ったが不成立のため裁判所に回付された事件について、当該事件の調停人は、法令等に規定がある場合を除き、訴訟への参加を拒否しなければならない。ここでも、調停・対話のプロセスに関与した調停人が、後に当該事件に関する訴訟に関わることを禁止し、守秘義務を貫徹させ、予断や先入観を与えない公正な手続過程の形成と実践が目指されている点が注目に値する。日本では、たとえば民事調停自体が、実質的に訴訟における争点・証拠の整理手続としての機能を果たすことが、むしろ期待されているとも考えられる。これらの規律は、民事紛争解決の全手続における手続的公正さのあり方を考えさせてくれるものである。

④調停人に対する処分 調停人は、違反行為があれば処分を受けることになる（調対法15条2項～6項）。なお、調対法15条1項の規定は、先に述べたように、報賞に関するものである。

この法律の規定に違反した調停人は、違反の性質・程度により、法令の定めるところにより、処分を検討され、または、調停人を強制的に退職させる形式で処分される可能性がある（同条2項）。

その処分の権限を有するのは、調停人を任命した省級人民裁判所の長官で

あり、同長官は、調停人を強制的に退職させる形式により調停人を処分する権限を有する（同条3項）。

強制的に退職させられた調停人は、調停人名簿から氏名を削除され、「調停人カード」を回収されることになる。調停人の処分通知、氏名の削除および「調停人カード」の回収手続は、この調対法13条3項および4項の規定の定めるところに従って実施される（同条4項）。

調停人を強制的に退職させられた者は、調停人の強制退職決定書を受領した日から30日以内に、決定を交付した省級人民裁判所の長官に対し、不服申立てをすることができる。省級人民裁判所の長官は、不服申立てを受領した日から30日以内に、その解決責任を負う。不服申立ての解決決定に同意しない場合には、不服申立人は、不服申立ての解決決定を受領した日から15日以内に、最高人民裁判所の長官に対して再び不服申立てをすることができる。最高人民裁判所の長官は、不服申立てを受領した日から30日以内に、その解決の責任を負う。最高人民裁判所の長官の不服申立ての解決決定は、直ちにその効力を発することになる（以上、同条5項）。

なお、最高人民裁判所の長官は、本条の詳細を定める（同条6項）。この内容については、本稿では紹介することができない。

（3） 調停・対話手続

「調停・対話法」には、調停・対話手続について詳細な規定が置かれている。その概略を示せば、次のとおりである。

①**裁判所、原告・申立人等の対応** 原告・申立人は、民事事件・行政訴訟の解決を請求する訴状・申立書を書類・証拠と共に、解決権限を有する裁判所に送付する（同条1項。その手続は、民事訴訟法190条〔訴状の裁判所への送付〕または行政訴訟法119条〔訴状の裁判所への送付〕の規定による。）。

訴状・申立書を受けた裁判所は、訴状・申立書を受領し、訴状受付帳簿（訴状登録簿）に入力し、訴状の受領を確認する（同条2項。その手続は、民事訴訟法191条1項〔訴状の受領および処理手続〕または行政訴訟法121条1項

[訴状の受領とその後の手続]の規定による。)

裁判所は、提出され確認した民事訴訟の訴状または行政訴訟の申立書を受領した日から2営業日以内に、原則として、原告・申立人に対し、この法律に定める調停・対話の選択、および、調停人の選定の権利について、書面により通知を行う⁴⁹⁾(調対法16条3項)。

原告・申立人は、裁判所の通知を受領した日から3営業日以内に、裁判所の通知内容につき、裁判所に対して、書面またはその他の形式で返信しなければならない(同条4項)。このような手続にも、厳格に手続実施期間が定められていることが注目に値する。

[1] 調停・対話に同意した場合 原告・申立人が調停・対話に同意する意見を提出した場合には、裁判所は、調停・対話を担当する裁判官を指名する(同条4項a)号)。この場合に、調停・対話を担当する裁判官は、3営業日以内に、調対法17条〔調停人の選定・指定〕の規定により、調停人を指定する(同条6項前段)。

[2] 調停・対話に同意しない場合 原告・申立人が調停・対話に同意しない意見を出した場合には、訴訟に関する法令の定めるところにより取り扱うために、訴状等を送付する(同条4項b)号)。

[3] 返信がない場合 訴訟人・申立人より返信の意見がない場合、調停・対話の選択権を行使することができることを知らせるために、それらの者に対し第2回目の通知をする(同条4項c)号)。この場合に、第2回目の通知を受けた日から3営業日を超えたにもかかわらず、原告・申立人が返信しない場合、裁判所は、この法律の定めるところにより、任務を遂行するための調停・対話を担当する裁判所を指名する(同条5項)。この場合に、調停・

49) この原則に対する例外は、「調停・対話法」上、裁判所における調停・対話を行わない場合として規定された、[1] 同法19条1項〔国家財産に損害を与えたことによる賠償請求事件〕、[2] 同法19条2項〔法律の禁止事項に違反する民事取引、または、社会道徳に反する民事取引により発生した事件〕、[3] 同法19条4項〔離婚紛争における一方の妻または夫が、民事行為能力喪失者である場合〕、[4] 同法19条6項〔当事者の一方が、民事訴訟法、行政訴訟法の定めるところにより、緊急保全処分の適用を申し立てた場合〕、および、[5] 同法19条7項〔法令に定めるその他の場合〕に規定に該当する場合である。

対話を担当する裁判官は、3営業日以内に、調対法17条〔調停人の選定・指定〕の定めるところにより調停人を指定する（同条6項後段）。

[1] および [3] の場合に、裁判所は、調停人・原告・申立人・被告・相手方および関連する権利・義務を有する者に対し、事件を調停・対話に付すること、および、調停人指定文書を、書面により通知する（同条7項）。被告・相手方は、通知を受けた日から3営業日以内に、調停・対話に同意するか否かにつき、書面またはその他の形式により、返信しなければならない（同条8項）。

この期間が満了したとき、場合に依じて、次のとおり処理する（同条8項 a) 号～c) 号）。すなわち、まず、訴えられた者が調停・対話に同意した場合、または、裁判所に返信しない場合には、調停人は、調停・対話を行う。次に、訴えられた者が調停人の交代を要請した場合には、調停・対話を担当する裁判官は、その他の調停人を指定する。さらに、訴えられた者が調停・対話に同意しない場合には、裁判所は、訴訟に関する法令の定めるところにより取り扱うために、訴状等を送付する。

日本法の用語を用いれば、たとえば、時効完成猶予や出訴期間の遵守に関する規定も置かれている（同条9項）。つまり、この法律に定める、訴状・申立書の受領および解決期間は、事件が訴訟に関する法令の定めるところにより解決された場合には、民事訴訟法・行政訴訟法に定める提訴時効・訴状等の処理期限に起算されないのである。

なお、最高人民裁判所の長官は、本条の詳細を定める。

②手続の実施 調停・対話事件は、1人の調停人により、その手続が実施される（調対法17条1項）。原告・申立人は、事件の解決権限を有する裁判所の調停人名簿から調停人を選定し、裁判所に対し、調停人の氏名・住所を通知しなければならない（同条2項前段）。日本における通常の民事調停・家事調停とは異なり、ベトナムでは、1名の調停人により調停活動が行われる点、および、原告・申立人が調停人名簿の中から特定の調停人を指名できる点にも特徴がある。

また、原告・申立人は、省級人民裁判所と同一の行政区域の範囲に所在するその他の県級人民裁判所の調停人名簿から調停人を選定した場合には、事件の解決権限を有する裁判所、調停人が勤務している裁判所、および、選定された調停人に対して、調停人の氏名および住所を通知しなければならない(同条2項後段)。

原告・申立人がこの通知をした場合に、調停人は、調停人の選定の通知を受けた日から3営業日以内に、事件を解決する場所の調停・対話を担当する裁判官、自己が勤務する裁判所、および、原告・申立人に対して、書面により、その通知についての同意意見または不同意意見を送付しなければならない。調停人が勤務している裁判所は、調停人の同意意見の通知文書を受領した日から2営業日以内に、調停人の選定に関する同意意見または不同意意見を出し、事件の解決権限を有する裁判所および調停人に送付しなければならない。調停人は、原告・申立人に対し通知する責任を負う。調停人または調停人が勤務している裁判所から不同意意見を受けた場合には、原告・申立人は、別の調停人を新たに選定することができる(以上、同条3項)。

調停人指定の場合について、事件を解決する裁判所の調停・対話を担当する裁判官は、[1] 上記調対法17条2項の規定に定める場合、[2] 選定された調停人および当該調停人が勤務している裁判所の同意を得たときにおける上記調対法17条3項の規定に定める場合、または、[3] 調対法18条1項c)号〔当事者が、指定された調停人を交代させ、その他の調停人を選定することに合意した場合〕に定める場合に、原告・申立人の選定により調停人を指定する(同条4項a)～c)号)。

自らの調停人指定の場合について、事件を解決する裁判所の調停・対話を担当する裁判官は、[1] 原告・申立人が、上記調対法17条2項および3項の規定の定めるところにより、調停人を選定しない場合、[2] 上記調対法17条3項の規定の定めるところにより、選定された調停人・当該調停人が勤務している裁判所の同意を得ない場合で、かつ、当事者がその他の調停人を選定しない場合、[3] 調停人が、この調対法18条1項の規定の定めるところによ

り、調停・対話の実施を拒否する場合、または、交代を要請され、かつ当事者がその他の調停人を選定しない場合、もしくは、[4] 訴えられた者がこの調対法16条8項b)号の定めるところにより、調停人の交代を要請した場合には、自ら調停人を指定するものとする(同条5項a)～d)号)。

この調対法17条5項の規定に定める調停人の指定は、各事件の性質に基づく必要がある。事件が18歳未満の者に関連する場合には、裁判官は、18歳未満の者の心理につき、経験・知見を有する調停人を指定する(同条6項)。日本の視点からは、民事調停と家事調停をともに含んだ規律であることから、このような規定が置かれている。

調停人が調停・対話を拒否しなければならない場合や調停人の交代の場合の規定も、調対法18条に置かれている。まず、調停人は、選定・指定された際に、[1] 調停・対話に関連する権利・義務を有する者である場合、[2] 調停人が、任務の遂行につき、公平無私または客観的でない可能性があることを示す明確な根拠がある場合、[3] 当事者が、指定された調停人を交代させ、その他の調停人を選定することに合意した場合、[4] 不可抗力の事象または客観的障害のため、調停・対話を行うことができない場合、または、[5] この法律の定めるところにより、調停人を解任された場合または強制的に退職させられた場合には、拒否しなければならない、または、交代させられなければならない(同条1項)。ここでも、基本的に手続の公正確保が企図されており、ベトナムが手続の制度的信頼の確保に腐心しているさまが窺われる。ベトナムの「調停・対話法」は、一貫して公正さを確保するための諸種の規定を置いているが、それが現実に見て、不公正な手続が行われているのでそれに対応する必要性があるから規定されたものと見るか、それとも、より根本的かつ理念的に、手続全体の手続的な公正確保の要請に敏感なゆえに予め予防的な規範形成の必要性から設けられた規定なのかは分明ではないが、合意型紛争解決手続においても、手続的な公正確保は、極めて重要な視点である。

調対法18条1項a)号、b)号、c)号〔前記[1]～[3]〕の規定に定め

る調停・対話を拒否した調停人は、当事者、事件の解決権限を有する裁判所、調停人が勤務している裁判所に対し、理由を通知しなければならない（同条2項前段）。調停人の交代を要請した当事者は、調停人、事件の解決権限を有する裁判所、調停人が勤務している裁判所に対し、理由を通知しなければならない（同条2項後段）。

調停人が調停・対話を拒否した日または交代するよう要請された日から3営業日以内に、当事者が調停人の選定に合意しない場合には、調停・対話を担当する裁判官は、調停・対話を行うために、その他の調停人を指定し、調停人、当事者に対して通知する。当事者がその他の調停人を選定した場合には、調停・対話を担当する裁判官は、当事者の選定に従って調停人を指定し、調停人、当事者に対し通知する。裁判官がその他の県級人民裁判所の調停人を指定した場合には、当該裁判所に対し通知しなければならない（以上、同条3項）。

また、事件類型によっては、裁判所が調停・対話を行わない場合（行えない場合）の規定も、6項目に分けて置かれている（調対法19条1項～7項）。すなわち、[1] 国家の財産に損害を与えたことによる賠償請求事件、[2] 法律の禁止事項に違反する事件、または、社会道徳に反する民事取引により発生した事件、[3] 原告、申立人、被告、関連する権利、および、義務を有する者が、調停・対話への参加を適式に2回呼び出されたが、不可抗力の事象または客観的障害の理由以外で欠席した場合、もしくは、これらの者が正当な理由のために調停・対話に参加することができない場合、[4] 離婚紛争における一方の妻または夫が、民事行為能力喪失者である場合、[5] 当事者の一方が、調停・対話を行わないように要請した場合、[6] 当事者の一方が、民事訴訟法・行政訴訟法の定めるところにより、緊急保全処分の適用を申立てた場合、または、[7] 法令に定めるその他の場合である。

裁判所における調停・対話には期間の定めがある。それは、調停人が指定された日から20日であるが、複雑な事件については、30日に限り、その期間を延長することができる（調対法20条1項）。当事者は、合意により調停・

対話の期間を延長することができるが、その期間は、2か月を超えてはならない（同条2項）。このような期間設定は、法定計画調停手続とでも言うべき規範的な意義がある。

③**調停・対話の準備作業** 調停・対話における準備作業には、以下の内容が含まれる。

すなわち、[1] 裁判所が送付した訴状等およびその他の資料を受けること、[2] 事件記録に記録すること、[3] 裁判所が送付した訴状・申立書その他の資料を検討すること、[4] 民事事件・行政訴訟における当事者・代理人・通訳人の資格を確定し、調停・対話につき通知すること、[5] 当事者に対し情報・資料・証拠を補足し、民事事件・行政訴訟を解決するための方策・解決策を提案するように請求すること、[6] 調停・対話の方策・解決策を策定すること、[7] 必要なときに調停・対話を支援するため、各当事者に影響を与えることができる名声を有している者を調停・対話への参加を慫慂すること、[8] 必要なときに調停・対話のため、関連する法令の規定を検討し、風習・慣習および当事者の事情について調べること、[9] 必要なときに調停・対話のため、民事事件・行政訴訟に関連する分野についての専門を有する機関・組織・個人の意見を参考にすること、および、[10] 調停・対話に必要なその他の行為である（調対法21条1項～10項）。

④**裁判所における調停・対話の方式** 裁判所における「調停・対話の方式」については、次のとおりである（調対法22条）。

すなわち、調停・対話は、一の期日または複数の期日に、裁判所の本庁または本庁外で行うことができる。調停・対話の期日は、当事者の申立てにより、直接の形式またはその他の適切な形式で実施することができる。調停人は、同席または個別に面接を行い、それぞれの当事者に対し民事事件・行政事件に関する問題につき自己の意見を述べ、調停・対話の方策・解決策を提案するよう求めることができる。当事者の一方が、代理人・通訳人を有する場合には、調停人は、それらの者を調停・対話の手続に参加させなければならない。

調停・対話の遂行過程において、調停人は、当事者に権利・義務を告知し、説明を行い、当事者が、民事事件・行政訴訟の解決の方策・解決策を提案し、話し合いをするための環境を整え、事件解決の方策・解決策の効率性・実現可能性を分析し、当事者の合意・一致が得られるように支援する任務をもつ（調対法23条）。

調停・対話の期日の実施および構成についても、次のような内容の規定が置かれている（調対法24条・25条を参照）。

すなわち、裁判所における調停・対話の期日の実施については、当事者が民事事件、行政訴訟の解決方策を合意するための面会に同意した場合には、調停人は、調停・対話期日の実施時間・場所を決定し、最も遅くとも調停・対話の期日を開く5日前までには、当事者、代理人、通訳人に対し通知する。その通知は、書面または当事者に便利なその他の形式により、実施することができる（以上、調対法24条）。

調停・対話の期日は、次のように行われる（調対法25条1項～3号）。

まず、調停・対話の期日の構成員は、次のとおりである。調停人、当事者、代理人、通訳人、および、その他必要な場合における調停・対話への参加を招請された者からなる。

当事者は、直接調停・対話に参加することができ、また、代理人に委任する形式で参加することもできる。代理人の氏名・住所については、相手方および調停人に対し、書面により通知しなければならない。離婚の調停については、夫婦の関係にある当事者本人は、直接調停に参加しなければならない。なお、当事者の代理人の権利および義務は、民法の規定の定めるところにより確定される。

行政訴訟において訴えられた者は、対話への参加を代理人に委任することができる。委任された代理人は、訴訟を解決するための権限を十分にもつ必要がある。

ベトナムでは、先にも述べたが、日本とは異なり、調停等に際して調停委員会が構成されることはないのである。

⑤**裁判所における調停・対話の期日の手順** 裁判所における「調停・対話の期日の手順」は、次のとおりである（調対法26条1項～7項）。

まず、調停人は、調停・対話期日の参加構成員を紹介し、調停・対話が必要である内容、調停・対話の準備過程のプロセスを述べ、民事事件・行政訴訟の解決に関連する法令の規定を告知し、成立調停・成立対話の法的結果を説明する。

次に、原告・申立人またはその代理人が、提訴・申立ての内容を述べ、調停・対話が必要である問題に関する意見、および、紛争・訴訟の解決方向を提案する。

これに対して、被告またはその代理人が原告・申立人の請求に対する自己の意見を述べ、調停・対話が必要である問題に関する意見、紛争・訴訟の解決方向を提案する。また、関連する権利・義務を有する者またはその代理人は、原告・申立人、被告の請求に対する自己の意見を述べ、調停・対話が必要となる問題に関する意見、および、紛争・訴訟の解決方向を提案する。調停・対話への参加を慫慂された者がいる場合には、その意見を述べる。

調停人は、当事者に対し、意見を交換し、不明確な内容につき補足の陳述をし、紛争・申立ての解決のための合意・意見の一致が得られるように支援するため、この調対法23条〔調停人の任務〕の規定に定める任務を遂行する。調停人は、当事者が合意・一致した事項とそうでない事項とを要約する。

裁判所における調停・対話において、当事者が民事事件・行政訴訟の全部または一部の解決につき、合意・一致をみた場合には、調停人は、事件の解決権限を有する裁判所の本庁において、調停・対話の結果についての承認期日を行う（調対法27条）。この場合には、この承認会議を開く時間・場所を決定する。調停・対話の結果に対する承認期日は、調停・対話の期日の直後またはその他の適切な時期に行うことができる。調停人は、この調対法28条1項〔会議の構成員〕の規定に定める者に対して、通知をしなければならない。調停人は、事件の解決権限を有する裁判所の本庁において、調停・対話の結果についての承認期日を実施する（以上、27条1項・2項）。

裁判所における調停・対話の結果についての承認期日の構成（参加者）については、次のような規定が置かれている（調対法28条参照）。まず、調停・対話の結果を承認する承認期日の構成は、調停人、当事者、代理人、通訳人、調停・対話を担当する裁判官または裁判所の長官が指名したその他の裁判官（以下、「承認期日参加裁判官」という。）からなる。

なお、調停・対話の結果を承認する承認期日へ参加する代理人に対する委任は、この調対法25条2項および3項の規定の定めるところにより、行われる（以上、調対法28条1項・2項）。

調停・対話の結果を承認する承認期日の延期や再開については、次のような規定が置かれている（調対法29条参照）。

まず、延期については、[1] 当事者の一方が、通知されたものの欠席した場合（不可抗力の事象または客観的障害のためではなく2回欠席した場合には、調停・対話を終了する。調停人は、裁判所がこの調対法41条の規定の定めるところにより解決するため、訴状等及び付属資料を送付する。）、[2] 調停人、承認期日参加裁判官が不可抗力の事象または客観的障害のため承認期日を欠席した場合、または、[3] 当事者の請求による場合には、調停人は、調停・対話の結果を承認する承認期日を延期する。承認期日を延期したときには、調停人は、この調対法28条1項に定める者に対して、書面により通知しなければならない。承認期日の延期期間は、承認期日延期通知を出した日から7日を超えないものとする規定されている。ここからも、迅速かつ集中的な調停活動が想定されていることが窺える。次に、再開については、2項の期間が満了したとき、調停人は、調停・対話の結果に関する承認期日を再開しなければならない（調対法29条3項）と規定されている。

⑥調停・対話結果についての承認期日の手順 調停・対話結果の「承認期日の手順」は、次のとおりである（調対法30条）。

まず、調停人は、調停・対話過程のプロセスの概要、および、当事者が合意または意見が一致した内容を述べる（同条1項）。

次に、当事者・代理人は、合意または意見が一致した内容について意見を

述べる（同条2項）。当事者が合意または意見が一致した内容が不明確である場合には、裁判官は、当事者に対して、補足のための陳述を求める（同条3項）。

その後、調停人は、この調対法31条の規定の定めるところにより、調停の結果を承認する議事録や対話の結果を承認する議事録を作成し、当事者に議事録を読み聞かせるものとする（同条4項）。当事者、代理人および通訳人は、調停の結果を承認する議事録や対話の結果を承認する議事録に、署名または指印する（同条5項）。承認期日参加裁判官は、調停の結果を承認する議事録や対話の結果を承認する議事録を確認した上で署名し、当事者が提供した調停・対話の内容につき、その要求に応じて情報の秘密を保持しなければならない（同条6項）。

ここに規定された裁判所における調停・対話の結果を承認する議事録については、調対法31条に規定がある。そこには、以下のような細かな規定が置かれているのである。

調停の結果を承認する議事録、および、対話の結果を承認する議事録には、[1] 調停・対話の結果を承認期日を行った日・月・年・場所、[2] 調停・対話の結果を承認した期日における参加者の構成、[3] 調停・対話過程のプロセス、成立調停、成立対話の結果、および、当事者が合意せず、意見が一致しない内容があった場合のその事項、[4] 当事者が協議離婚をする場合には、当事者の合意において、婚姻家族法の定めるところにより、妻・夫・子の正当な権利を保障することを基礎に、離婚、財産分与、未成年の子、民事行為能力を喪失している成人、または、労働能力がなくかつ自活のための財産を持っていない成人している子を世話し、扶養し、面倒を見、教育することについての十分な内容、[5] 当事者が合意した調停内容・意見が一致した対話内容が、その他の者の権利・義務に関連するが、その者が調停・対話の期日に出席しなかった場合におけるその事項、[6] 裁判所に対し成立調停・成立対話の結果の承認決定の発付を請求すること、または、請求しないことについての当事者の意見、[7] 当事者、代理人、通訳人の署名または指印、[8]

調停人の署名、および、[9] 承認期日参加裁判官の確認署名を、含まなければならない(調対法31条1項)。

調停の結果を承認する議事録や対話の結果を承認する議事録は、調停・対話の書類に保存し、出席当事者に交付する。調対法31条1項dd)号の規定に定める者〔関連する権利・義務を有する者→前記[5]〕が欠席した場合、調停委員は、意見を述べる機会を付与するために、その者に対し議事録を送付しなければならない(同条2項)。また、調停人は、この調対法14条1項g)号〔調停人が違法等を理由に議事録の作成を拒否できる場合〕の規定に定める場合に該当するときには、調停の結果を承認する議事録や対話の結果を承認する議事録の作成を拒否する。

⑦承認・不承認決定の手続等 その後、裁判所における成立調停・成立対話の結果の承認決定または不承認決定の発出手続がとられる(調対法32条)。裁判所における成立調停・成立対話結果の承認要件(調対法33条)を満たす場合には、裁判所は、承認決定(調対法34条)を行うのである。

これらの手続を詳しく紹介すれば、以下で述べるとおりである。

[1] 承認決定・不承認決定の発出手続(調対法32条) 調停の結果を承認する議事録や対話の結果を承認する議事録を作成した後に、当事者が請求した場合には、調停人は、成立調停・成立対話の結果の承認決定をするために、民事事件・行政訴訟の解決権限を有する裁判所に対し、議事録および付属書類を送付する。成立調停・成立対話の結果の承認決定の発出期間は、裁判所が議事録および付属資料を受領した日から15日である。この期間において、裁判所の長官により、決定発出のための審査を指名された裁判官は、一方当事者または各当事者に対し、議事録で記録された成立調停・成立対話の結果につき、意見の陳述を求め、かつ、必要である場合、管轄機関、組織、個人に対し、裁判所が決定する基礎となる資料を提供するよう請求する権限を有する。裁判所に請求された機関、組織および個人は、裁判所の請求を受領した日から5営業日以内に、裁判所に返信する責任を負う。

これらの期間が終了した場合には、裁判官は、次のいずれかの決定をする。

すなわち、調対法33条〔承認要件〕の規定に定める要件を満たしている場合には、裁判官は、成立調停・成立対話の結果の承認決定をする。これに対して、調対法33条〔承認要件〕の規定に定める要件を満たしていない場合には、裁判官は、成立調停・成立対話の結果の不承認決定をし、理由を明記する。裁判官は、訴訟に関する法令の定めるところにより、事件の解決権限を有する裁判所に対し、決定、議事録および付属資料を送付する。

成立調停・成立対話の結果の承認または不承認決定は、裁判所が決定を発付する日から3営業日以内に、当事者および同級検察院に送付される。

[2] 裁判所における成立調停・成立対話結果の承認要件（調対法33条）

裁判所における成立調停・成立対話の結果は、以下に述べるような承認要件を満たしている場合には承認される。すなわち、当事者が完全な民事行為能力を有していること、当事者が合意し、意見が一致した内容につき、権利・義務を有する者であること、および、当事者の合意・意見が一致した内容が、完全に自発的で、法律の禁止事項に違反せず、社会道徳に反せず、国家その他の機関、組織、個人に対する義務を回避するためではないことである。ただし、協議離婚の当事者である場合には、当事者の合意は、婚姻家族法の定めるところにより、妻・夫・子の正当な権利を保障することを基礎に、離婚、財産分与、未成年の子、民事行為能力を喪失している成人、または、労働能力がなくかつ自活のための財産を有していない成人した子を世話し、扶養し、面倒を見、教育することについての内容を十分に有する必要があることが、その要件として加わることになる。

当事者が合意した調停内容、意見が一致した対話内容が、その他の者の権利・義務に関連するものの、その者が調停・対話の期日に出席しなかった場合には、合意・意見の一致は、その者から書面による同意の意見があった場合においてのみ、承認されることになる。

なお、当事者が、民事紛争・行政紛争の一部についてのみ合意し、意見を一致することができた場合には、合意・意見の一致した内容が、紛争、訴訟のその他の部分に関連しない場合においてのみ、承認されることになる。

[3] 裁判所の承認決定書の記載事項（調対法34条） 成立調停・成立対話の結果の承認決定には、決定発付の日・月・年、決定を発出した裁判所名、決定を発付した裁判官の氏名・当事者・代理人・通訳人の氏名・住所、成立調停・成立対話の内容、成立調停・成立対話の結果の承認決定の発付根拠の記載を含まなければならない。

承認決定の効力発生時については、承認決定は、直ちに法的効力を生じることになり、民事訴訟法・行政訴訟法の定める控訴手続に従った控訴または異議申立ては許されない（調対法35条1項）と規定されている。一方で、成立調停の結果の承認決定は、強制執行に関する法令の定めるところにより執行され、他方で、成立対話の結果の承認決定は、行政訴訟に関する法令の定めるところにより執行されることになる（同条2項・3項）。

⑧裁判所における承認決定に対する再審査等 成立調停・成立対話の結果の承認決定に対する再審査の申立てや通告に関する規定が置かれ、そのための手続についても規定されている（調対法36条～39条参照）。ここで言う通告は、検察院の申立てを言い、当初の訳文では「建議」と訳されているが、以下本稿では、「通告」と訳したい。

[1] 承認決定に対する再審査の申立て等 成立調停・成立対話の結果の承認決定において、当事者の合意または意見の一致した内容に、調対法33条〔承認要件〕に定めるいずれかの要件に反したと考える根拠がある場合には、当事者、代理人または裁判所の決定に関連する権利・義務を有する者の申立てまたは検察院の通告により、裁判所は、再審査することができる（調対法36条1項）。当事者、代理人または裁判所の決定に関連する権利・義務を有する者は、決定を受領した日または知った日から15日以内に、裁判所に対して、成立調停・成立対話の結果の承認決定を再審査するよう申し立てる権利を有する。彼らが不可抗力の事象または客観的障害のため、期限の定めに従い申立権を行使できない場合には、その期間は、申立期間に算入されない（以上、同条2項）。同級検察院は、裁判所の決定を受領した日から15日以内に、成立調停・成立対話の結果の承認決定を再審査するように、裁判所に通告す

る権限を有する（同条3項）。

[2] 承認決定に対する再審査の要請等の手続 成立調停・成立対話の結果の承認決定の再審査を申し立てた者または通告した検査院は、成立調停・成立対話の結果の承認決定を發した裁判所の直近上級裁判所に対して、その申立書・通告書面を送付しなければならない（調対法37条）。

成立調停・成立対話の結果の承認決定の再審査の申立書または通告書面を受領した日から2営業日以内に、直近上級裁判所は、決定を發行した裁判所に対し、書類・資料を送付するように請求する。請求を受領した日から2営業日以内に、決定を發行した裁判所は、直近上級裁判所に対し、書類・資料を送付しなければならない。書類・資料を受領した日から2営業日以内に直近上級裁判所は受理し、かつ、審査・解決の裁判官を指名しなければならない。同時に、申立人または通告をした検察院および同級検察院に通知する（以上、38条1項）。指名された日から30日以内に、裁判官は、証拠の確認、収集および書類・資料の審査を実施する。成立調停・成立対話の結果の承認決定が、この調対法33条〔承認要件〕の規定に定めるいずれかの要件に反したと結論づける根拠が十分にある場合には、裁判官は、当該決定の取消しを決定し、民事訴訟法・行政訴訟法の定めるところにより、解決権限を有する裁判所に対して、事件の移送手続を行う。成立調停・成立対話の結果の承認決定が、調対法33条〔承認要件〕の規定に定めるいずれかの条件に反したと結論づける根拠がない場合には、裁判官は、申立て・通告の否認決定を發行し、成立調停・成立対話の結果の承認決定を維持する。申立人が申立てを取り下げ、検察院が通告を取り下げた場合には、裁判官は、申立て、通告の審査の中止決定を發する（以上、同条2項）。この中止決定は、決定を發した日から5営業日以内に、通告した検察院、同級検察院、申立人、申立て・通告に関連する権利・義務を有する者に対して、送付されなければならない（同条3項）。

[3] 承認決定の再審査の申立て等についての解決決定書の記載事項と発効日 成立調停・成立対話の結果の承認決定の再審査の申立て・通告の解決

決定は、①決定発行の日・月・年、②決定を発行した裁判所名、③決定を発行した裁判官の氏名、申立人または通告した検察院の氏名・住所、④関連する権利・義務を有する者の氏名・住所、⑤裁判所による解決を求めた具体的な問題、⑥申立て・通告を解決するための法的根拠、⑦裁判所の認定および申立て、⑧通告の認容または否認のための根拠、および、⑨裁判所の決定を、含まなければならない（調対法39条a）号～i）号）。

裁判所の決定は、決定の発行日から法的効力を有する（同条2項）。

⑨手続の終了 調停・対話の手続は、次のいずれかの場合において終了する（調対法40条）。すなわち、[1] 調停成立・対話成立の場合、[2] 当事者が、民事事件・行政訴訟の内容の全部につき、合意・意見の一致を得ない場合、または、民事事件・行政訴訟の一部のみ合意・意見の一致を得ることができるが、その部分は、民事事件・行政訴訟のその他の部分に関連する場合、[3] 当事者の一方または各当事者が、調停・対話の継続に同意しない場合、または、調停・対話について適式に2回通知されたが欠席した場合、[4] 調停・対話の過程において、事件がこの調対法19条〔裁判所が調停・対話を行わない場合〕の規定に定める場合に該当すると認定した場合、[5] 当事者の一方が、調停・対話の過程において、民事訴訟法・行政訴訟法の定めるところにより、緊急保全処分を適用するよう請求した場合、または、[6] 訴状・申立書を提出した者が、訴状・申立書を取り下げた場合である（以上、調対法40条1項～6項）。

裁判所における調停・対話の終了の取扱いについては、調対法41条が、以下のように規定する。

まず、調停人は、調対法40条2項〔調停・対話の全部成立の場合〕、3項〔調停・対話の一部成立の場合〕または4項〔調停・対話の継続不同意等の場合〕の規定に定める場合において、民事訴訟法または行政訴訟法の規定に従って事件を検討し、受理するため、訴状等を受領した裁判所に対し、調対法4条3項〔裁判所における調停・対話の情報の秘密保持〕の規定に定める秘密を保持しなければならない資料を除き、訴状等および付属資料を送付する（調

対法41条1項)。

次に、訴状・申立書を提出した者が、この調対法40条6項〔訴状・申立書の取下げの場合〕の規定の定めるところにより、訴状、申立書を取り下げた場合には、調停人は、総則の規定に従って、審査し、解決するため、訴状等を受領した裁判所に対し、訴状および付属資料を送付し、当事者に対し通知する。この場合には、「調停・対話の決定の承認期日に参加した裁判官は、民事訴訟・行政訴訟の手順に基づく当該事件の解決に参加してはならない。」と規定されている(以上、同条2項)。

さらに、調停人は、調対法40条2項〔調停・対話の全部成立の場合〕、3項〔調停・対話の一部成立の場合〕、4項〔調停・対話の継続不同意等の場合〕および5項〔緊急保全処分の申立ての場合〕の規定に定める場合については、調停・対話の終了の議事録を作成する。議事録の作成日から3営業日以内に、調停人は、訴状、申立書および付属資料と共に、訴状等を受領した裁判所に対し、議事録を送付し、当事者に通知しなければならない(以上、同条3項)。

調対法41条の規定は、調対法40条の規定を承けて、裁判所における調停・対話の終了の際の取扱いを規定する。守秘義務の確認が再度なされていることに加え(調対法41条1項)、その後の訴訟手続における公正確保の規定が置かれていることが注目に値する。調対法41条2項後段の規定であり、この規定は、「調停・対話法」における自由なやりとりに基づく合意形成に関与した調停人(第三者)が、その後の訴訟手続に関与できないとすることによって、その後の訴訟手続における裁判官が、予断偏見に基づく審理・判断を行うことを防止し、公正な審理・判断が実現されることを意図した重要な規定である。

なお、最後の規定である調対法42条には、この法律が2021年1月1日から施行される旨が規定されている。

3 実情と若干の展望

以上が、2020年に制定された「調停・対話法」の概要である。

日本の調停法との全般的な比較研究は、今後の課題にせざるをえないが、「調停・対話法」は、日本法における司法調停を規定する民事調停法や家事事件手続法等のように、それ自体が一個の完結した債務名義形成手続として構成されているのではなく、あくまでも紛争当事者間の合意形成手続として位置づけられていることが興味深い。その債務名義化は、あたかも裁判外の和解の場合と同様に、その結果の承認手続を経なければ可能にならないのである。しかし、それは、任意履行がなされれば問題はなく、また、当事者や事案に依存する問題ではあるが、その後に承認手続を経て債務名義化される手続が存在することで、より一層、任意履行の可能性が高まるとも考えられるのである⁵⁰⁾。ただ、その種の承認手続がない場合とある場合における「任意の履行率」には注目すべきであり、承認手続創設前でも相応の任意履行率が確保されていたとすると、たとえ承認手続の明定後であっても、その手続を不要とし任意履行を促進するような合意形成が志向されるべきであると考えられる。なお、「調停・対話法」の制定以後の実績や判決割合の推移等について、今後のデータの公表を注目して待ちたい。

ただし、「調停・対話法」の制定後における判決言渡件数の推移にも、注目すべきであろう。

手続的に見て興味深いのは、調停人による情報・証拠の収集手続が存在する点である。日本の場合と同様に、職権探知主義の規定である。これは、もちろん調停・対話の成立に寄与し得る手続ではあるが、仮に成立しなくても、その後の民事訴訟・行政訴訟において有益な証拠資料となることから、調停・対話が不成立の場合でも、その調停・対話過程が無駄にはならず、むしろ場合により訴訟自体の迅速化にもつながる可能性を生み出すのである。それとともに、調停・対話手続には、争点整理的な手続が用意されており、合意点・一致点の確認手続を経る結果、仮に調停・対話が不調に終わっても、運用次

50) 「調停・対話法」の手続のみで結果の満足に至ることもあれば、そうではなく、その後に債務名義形成手続が始まり、その結果、次に述べるように、それがいわば債務名義形成手続の先駆手続・準備手続・争点証拠の整理手続となることもある。

第では（当事者間の主張や証拠の整理が的確になされており、争点も明確化されていれば）、訴訟における口頭弁論準備手続のいわば先取的な手続が行われているとも評価できるため、比較的早期に口頭弁論審理に入ることができると考えられる。したがって、確かに、「調停・対話法」の手続は、訴訟事件を担当する裁判官やその手続の負担軽減に資することになると考えられるのである。ただし、これまで何度も指摘してきたように、日本法との決定的な違いは、調停・対話の不成立の場合でも、その後に当該事件を担当する裁判官の公正確保の手続が保障されていることである。つまり、調停・対話に関与した裁判官は、当該事件の訴訟手続には関与できないのである。

先に述べたように、ベトナムの「調停・対話法」でも、職権探知主義が採用されているが現実にはどのように運用されているかはまた別問題であろう。日本では、実質的に「当事者主義的運用」が行われているからである。

なお、日本の司法調停の制度とは異なり、いわば民事調停および家事調停に相当する手続が、ベトナムでは同一の法規にまとめられている（家庭関係の手続も、民事訴訟法に規定されている）。ベトナムでも、近時、家庭事件の特質に基づく特殊な手続の必要性が認識されていることから⁵¹⁾、今後は、両者の事件類型における差異を反映した合意型手続が構築されることになるかもしれない⁵²⁾。

「調停・対話法」自体は、現在、まだ施行後間もないことから、その実情は必ずしも明らかではない。ただし、2022年1月9日付けの『電子人民裁判

51) たとえば、2015年のベトナム人民裁判所組織法の改正によって、「高級人民裁判所」（30条1項b）号）、「省・中央直轄都市人民裁判所」（38条1項b）号）および「県・区・市社・省所属都市及び同等の人民裁判所」（45条1項）内にも、従来の各種法廷に加えて、「家庭及び未成年者法廷」が創設された。 https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq0000lj1wzj-att/legal_47_20150428.pdf。参照。日本の法制度と対比した場合には、家庭裁判所の家庭事件と少年事件を担当する法廷に対応する。

52) なお、日本でも、民事調停と家事調停は別個の法に規定されているが、民事調停委員と家事調停委員を兼任する委員もおり、また、日本調停協会連合会や各地の調停協会には、民事調停委員と家事調停委員が加入している。研修会等も民事・家事の別なく行われることもある。日本調停協会連合会については、<https://www.choutei.jp/>を参照。

所雑誌』⁵³⁾によれば、「調停・対話法」は、人民から信頼と支持を得ており、良き成果をあげているとの総合的な評価がなされている。調停・対話手続に付された事件の中で、調停・対話手続が実施されたのは4割弱であり、その中の8割以上の事件が、調停・対話手続によって終結したという。事件類型としては、7割強が婚姻・家族関係事件であったとのことである。

今後の課題としては、たとえば、調停人の任命・トレーニング、制度の周知、ガイドラインの整備、調停・対話手続のための施設整備、裁判所における制度活用、裁判所職員による調停人支援、事件の相手方の協力姿勢、関係機関（土地関連機関等）との協力の取付け、および、統計実務等の整備等が、具体的に指摘されている。

「調停・対話法」に基づく現実の手続実務は必ずしも明らかではなく、また、先に挙げられた「パイロット調停」の課題（→IV 1）がすべて克服されたとも思われない。先に述べたように、手続に見た場合には、日本の調停関係法とは異なる面があるが、2022年（令和4年）に調停制度100周年を迎えた日本の経験は、ベトナムにとっても示唆的なものであると考えられる。それゆえ、今後ともベトナムにおける「調停・対話法」の実践を注意深く見守りたい。

なお、ベトナムの「調停・対話法」には、日本法にはない様々な規律もあり、興味深いことは言うまでもない。今後、ベトナムの「調停・対話法」等の実務の現状を把握しつつ、本稿における指摘に加えて、さらに日本法への示唆も考えたい。

V おわりに

——「法の支配」と合意型紛争解決手続の展望

本稿では、近時著しい発展と展開を遂げる「ベトナムにおける合意型紛争

53) <https://tapchitoaan.vn/bai-viet/thoi-su/nguoi-dan-tin-tuong-va-ung-ho-nen-viec-trien-khai-luat-hoa-giai-doi-thoi-tai-toa-an-dat-ket-qua-tot5672.html>.

解決手続」について概観してきた。

民事訴訟判決手続、つまり、権利の存否を判断し法的救済を形成する裁断型紛争解決手続が確立しそれが機能を始めると、その手続自体の継続的な改善とともに、合意型紛争解決手続の充実や拡大に目が向き、その機能的な強化と裁断型手続との役割分担が目指されることには、一般に法発展の面から見て合理的な理由がある。

歴史的な視点から見た場合には、一般に、多くの国で、合意型の紛争解決手続は、裁判所の正規の手続が誕生するよりも遙か以前から自然発生的に生まれ、それぞれの社会慣行を踏まえて活用されてきたと考えられる。東南アジアの各国も、西欧列強による植民地支配の時代でさえ、それぞれのコミュニティ等で自治的な紛争解決手続は生きていたようである。それらが現在に至るまで利用され続けていることには、相応の合理性があるであろう。たとえば、アメリカ合衆国において、戦後コミュニティの崩壊問題を克服するためのコミュニティ・ボード (Community Board) 等による紛争解決や、ADR 論等がクローズアップされる遙か昔から、アジアでは、コミュニティにおける自治のための知恵として、民事紛争解決をも自治的に行う合意型紛争解決手続が存在し機能してきたのである。ベトナムでも、また中世・近世における日本⁵⁴⁾でも、そのように考えられるのである。

ベトナムにおいて興味深いことは、そのような合意型紛争解決手続である「草の根和解」が、全国各地において裁判所制度の外で独自に発展してきたことであり、その組織が憲法上の正当化根拠を与えられた時期もあり、その手続が立法によって標準化され、手続的な正当性や正統性も、国家によって承認されていることである。しかも、そのような合意型手続の意義と価値が一般に認識されることによって、裁判所の手続として合意型紛争解決手続である「調停・対話」手続が創設されることになった。日本では、明治期以降、裁判所内での合意型手続の創設という発想が強かったが（例、勸解、民事調

54) たとえば、川嶋四郎『日本人と裁判』59頁、82頁（法律文化社、2010年）等を参照。

停、家事調停)⁵⁵⁾、ベトナムでは、コミュニティの自治的紛争解決能力が高く、それが司法という統治の一システムのサブシステムとして組み込まれたという、興味深い対照的な歴史的な展開の経緯が見られるのである⁵⁶⁾。

ベトナムでは、このようにコミュニティの自治的な合意型紛争解決手続を一定程度尊重しつつも、国家による強制執行の局面では、裁判所の承認手続を通じて「草の根和解」の実体的・手続的正当性をチェックする仕組みを設けている点は興味深い。全国各地の「草の根和解」であっても、将来を見据えた場合には、承認手続を念頭に置かざるを得ず、強制的な和解や違法な和解等、手続的にも実体的にも問題のある和解の形成が、間接的かつ事後的に抑止され、ベトナムにおける「法の支配」が実現される蓋然性が高くなると考えられるのである⁵⁷⁾。

ベトナムにおける裁判外の和解の奨励傾向は、「調停・対話法」による司法調停の手続や訴訟上の和解にも一定の影響を与えるであろう。ベトナムでは、裁判所内外で、基本的に合意型紛争解決手続が奨励されていると考えられるのである。「調停・対話法」では調停人の指名制度が組み込まれており、

55) 川嶋四郎「調停と救済——新しい『和の精神』による調停を求めて」同『民事訴訟の簡易救済法理』257頁（弘文堂、2020年）参照。

56) なお、たとえば、ミャンマーにおける草の根自治と紛争解決の一端については、金子由芳「植民地土地法と現代の土地法改革」金子由芳編『アジアの市場経済化と民事法——法体系の模索と法整備支援の課題』148頁、160-161頁（神戸大学出版会、2019年）を参照。

ただし、視野をより広げた場合に、アジア的な紛争解決のあり方と欧米の考え方については、一般に比較することは困難かもしれないが、「和の精神」（川嶋・前掲書注（55）257頁、286頁参照）性には基本的な違いがあるかもしれない。この点については、たとえば、小林秀之『交渉から訴訟へ——交渉理論からみた民事訴訟』57頁（日本評論社、2022年）等を参照。

57) この点で、日本のように、民事訴訟法における直接主義の下で判決を書く裁判官が訴訟上の和解をも主宰し、和解不成立の場合には暫定的な心証をも披瀝しながら自己が判決を書き言い渡す手続が存在し、しかも、訴訟上の和解が成立した場合にも和解内容について他の裁判官のチェックを経ることが原則としてない制度と比較して（例外的に、和解における意思の瑕疵等が問題となる場合に訴え等で争われるときには、他の裁判官による事後的チェックを受けることになるが）、ベトナムにおける「草の根和解」には公正確保の手続が保障されているとも考えられる。

なお、近時インドネシアでは、日本の法整備支援を受けて、民事訴訟の手続を改め、判決を書く裁判官が訴訟上の和解をも担当する新し手続を設けたが、しかし、また旧来の手続に戻す法改正が行われたと側聞する。伝統と公正さの観念によるものであろう。

また、報賞まで用意されていることから、公正な実務運用がなされる限り、調停人の資質の向上にもつながり得るとも思われる。

本稿で概観してきたように、近時のベトナムでは、裁判所内外の合意型紛争解決手続の強化・奨励を通じて、「正義・司法へのアクセス」の拡充が図られている。先に見てきたアクセス論の展開史・展開項目の中では、「ADRを含む正義・司法の総合システムの構築」が積極的に推進され、司法制度の裾野の広がりを顕著に示しているのである。

自治的に形成されてきたと考えられるコミュニティの合意型手続が、国内において一定の平準化された法律に昇華されることにより、いわばより民主的かつ自治的・自己決定的な「法の支配」（あるいは「法治国家」）が実現されることにつながると考えられる。「良い統治（グッド・ガバナンス）」や「法の支配」とはいつても、そのコアやミニマム・スタンダード的な諸要素はともかく、一義的な明確かつ特定の・画一的な国家モデルやスタンダードはなく、あくまで国民が熟議の上で自治的・平和的・自己決定的に創出するほかないのではないかと考えられるのである。

「法の支配」といえば、欧米の視点からは、自国の法に照らして、そこからの乖離の度合いが測られることも少なくないが、ベトナムのようないわばボトムアップ型の紛争解決規範の価値、市民による自治的な合意型紛争解決手続の認知と組込みを実現した司法制度の価値は、より高く評価されてもいのように思われる。それは、「草の根和解」であれ、「調停・対話法」による「司法調停」であれ、訴訟における判決内容とは異なり、当事者が主体的に救済内容を形成することができる機会が強く保障されているからである⁵⁸⁾。

58) 日本の場合には、とすれば訴訟上の和解は裁判官による判決回避の権道とも考えられるが、手続次第では当事者が主体性を発揮できる手続フォーラムの展開可能性を約束するシステムとしても評価できるであろう。この点については、金子・前掲論文注(18)103頁の貴重な指摘も参照。ただし、日本における実務経験から、たとえば労働関係事件で、裁判所における訴訟上の和解で終了した事件が労働委員会におけるあっせん事件等に流れてきた事件などから垣間見た場合には、日本でも、可視性のない手続における裁判官の（時に強烈的な）個性に依存する面も少なくないように思われる。

なお、本稿では、より広い視点からの比較法研究は行う余地はないが、このようなベトナム

先に述べたように、SDGs 第16項目「平和と公正を全ての人に」の原語は、“Peace, Justice and Strong Institutions”である。世界的に見て各地に大規模な「正義の名の下の戦争」等を経験している現時点では、時に独善的ともなりかねない“Justice”を、その実質に着目してより普遍的な「公正」と訳出したのは正鵠を射た名訳であると考えられる⁵⁹⁾。ただそれだけではなく、法的「正義」が、ともすれば国家的な視点から語られがちであるが、「公正」確保は、より当事者的でユーザー・フレンドリー的であるとも考えられる。それは、アクセス論の本旨により接近した内実をもつ。“Strong Institutions”が、「全ての人に」と和訳されている点も、そのようなアクセス論をより分かりやすく説明している。ただし、その実質は、平和と公正を全ての人に保障できる「強い制度」を構築することであり、そのような制度とは、司法の局面では、「多様で身近な紛争解決手続を備えた裾野の広い司法システム」にほかならない。つまり、「包摂的な司法システム (Inclusive Judiciary)」である。

ただし、いずれにせよ、最終的に手続を選択し利用するのは、その国の人民なのである。

このように、近時のベトナムが、その歴史的な発展をも踏まえて、訴訟においても合意型手続を組み込むだけでなく、「草の根和解」や「調停・対話法」に基づく「司法調停」を司法制度内に組み込んだことは、「より民主的な強い司法制度」への展開可能性を有していると考えられる。確かに、迅

における近時の合意型紛争解決手続の展開史は、中華人民共和国の法展開とも軌を一にする。すなわち、中国でも、近時、調停（法院調停）優先の司法政策がとられていることである。これは、「調停を優先し、調停と判決を結合する」という基本方針である。たとえば、中国における2012年の民事訴訟法改正では、たとえば、第一審通常手続に立案前の先行調停（中国民事訴訟法122条）および開廷審理前の調停（同、133条2項）の規定が追加され、法院調停が、立案前から立案後開廷前および開廷審理の全訴訟段階に貫かれたのである。この点については、小嶋明美「法院調停」吉村徳重＝上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』286頁、286-287頁（九州大学出版会、2017年）、および、韓寧「法院調停に関するコメント」同書299頁、301頁等を参照。

59) たとえば、川嶋四郎「『民事裁判のICT化』と訴訟記録の閲覧等——『民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案』を契機として」同志社法学425号25頁、26頁注（3）等を参照。

速な裁判による判決を望む当事者にとっては迂遠な手続であると考えられるかもしれないが、そのような合意型手続の中に（合意不成立の場合に）訴訟審理促進機能を持たせる手続が組み込まれていることから、あながち無駄な手続とも思われえない。しかも、ベトナムの場合には、「調停・対話法」には細かな手続期間の制限が設けられており、迅速な手続実施もまた保障されているのである。

細かな手続ルールの設定は、そのような自治的かつ自己決定的な和解的救済形成システムの時間的な枠組として意義がある。それは、日本におけるように、「非訟」あるいは「非訟手続」⁶⁰⁾の名の下で、手続面における裁量権を強め裁量の余地を拡大することによって、一般市民の目から見て透明性を欠く手続形成が行われるよりは、利用者にとってより予見可能性があり説明責任が果たされており手続的に見て親切であると考えられるからである。確かに、法整備支援に携わる過程で、たとえば、支援対象国の法律に手続期間や細則を明記することは、それがなければ手続が目的に即したかたちで行われないからであり、敢えて明記しなくても実現され得る日本の場合とは異なると言われることも少なくない。しかし、手続期間の明記や細則の規定は、手続の柔軟性や裁量性を欠く面はあるものの、上記のように可視化した予見可能な手続実現には役立つことになるのである。その手続自体、いわば法定計画審理・調停手続としての意義を有することになるからである。ただし、それはあくまで手続であり、大切なことは、そこに当事者が主体的に関わり、手続過程への満足を得ながら、そこで具体的にどのような事案即応的な救済内容が形成されるかである。

このようなベトナム司法における合意型民事紛争解決手続の近時の展開は、自国の歴史に基づきながらも、比較法的検討をも十分に行っており⁶¹⁾、今後の望ましい民主的な法発展を見据えた司法政策であると考えられる。

60) たとえば、川嶋・前掲書注(16)22頁を参照。

61) 鈴木・前掲論文注(42)171頁を参照。

現在では、日本の法整備支援は、「司法外交 (Justice Affairs Diplomacy)」⁶²⁾とまで評価され推奨されるようになった。これは、「法の支配等の普遍的価値を、日本国内のみならず世界にも行き渡らせようとする取組であり、[上記]SDGsの達成への貢献等を通じて、国際社会における我が国のプレゼンスを高めることを目的」(〔〕内は、川嶋)としたものである。これは的確な目的であるが、その実現プロセスもまた重要になる。したがって、法整備支援対象国の歴史・文化・自己決定を尊重しつつ、親身に、選択可能な様々なアイデアを提示することも望まれる⁶⁴⁾。

このような「司法外交」による国際貢献(日本国憲法前文参照)⁶⁵⁾は、振り返ってみれば、日本における民事訴訟法・民事手続法のより民主的な発展にとっても、また示唆的であると考えられるのである^{66) 67)}。

62) 松井信憲「司法外交の推進に向けて」ICD NEWS 77号1頁、1頁(2018年)参照。

63) 松井・前掲論文注(62)2頁。

さらに、森島昭夫「法整備支援の今後を考える」ICD NEWS 88号1頁(2021年)も参照。ここでは、「自民党政務調査会『司法外交の新基軸』(2017年)は、2020年までに、わが国の法整備支援事業全体について、司令塔と戦略とを確立することを勧告していますが、4半世紀経った現在でも、法整備支援全体について『strategy』と呼べるような戦略はまだ策定されていないようです。」と指摘されている。同、3頁。

64) この点については、すでに、独立行政法人国際協力機構(JICA)編『世界を変える日本式「法づくり」——途上国とともに歩む法整備支援』4頁(文藝春秋、2018年)には、日本が明治維新以降歩んできた歴史と経験を踏まえ、法整備支援に際しても、「私たち日本人には、『進んだ法。を押しつけるという方法では決して相手国には根付かない。相手国の人たちが自分たちで学びながら、その国の社会に合った法律をつくるのが最も大切なのだ』という考え方が身につけている」という基本認識に基づいて行っている旨が指摘されている。適切な支援の手法であり意識である。これは抽象的なレベルでは最適解であることから、今後は、その具体化が、個々の法整備支援の現場で試されることになるように思われる。

65) 川嶋四郎「日本における法整備支援の課題と展望について」法政研究(九州大学)73巻4号685頁、690頁(2007年)。

66) 川嶋四郎「法整備支援とそのプロセスを通じた内省的視座の獲得——民事訴訟法研究者の視点から」ICD NEWS 48号1頁(2011年)を参照。

67) さらに、近時、コロナ・パンデミックの状況下で、ICTを実装した司法制度の確立が、世界的にも喫緊の課題とされている。ICTを実装したヴァーチャル空間における合意型紛争解決手続が、フィジカル空間、すなわち現実の場に相対して(時に交互の面接をも経験しながら)徐々に手続を進行していく従前からの合意型紛争解決手続と比較して、当事者にとってどれだけの利便性と成果をもたらすかについても、今後検討すべきであろう。同意等の成否に対するICTシステムの影響も興味深い。

【追記】

なお、本稿校正時に、草の根和解についての立法に関する新しい情報を入力したことから、以下に簡潔に記したい。

ベトナム法整備支援に携わっておられる、JICA ベトナム長期派遣専門家（長期専門家）、枝川充志弁護士によれば、2013年に「グラスルーツ和解の組織及び活動に関する法令」の制定（前注37）とその本文を参照）に伴い、それを補完する「グラスルーツ和解の組織と活動に関する法令の一部を施行するために規定する政府議定」（160号／1999年議定）も改訂され、2014年法律第15号が新たに公布されている。改訂前の政府議定は、日本でもすでに多々良周作 JICA ベトナム長期派遣専門家（長期専門家）が、「グラスルーツ和解の組織と活動に関する法令の一部を施行するために規定する政府議定」として翻訳（和訳）されている（これについては、多々良・前掲論文注（25）5頁以下を参照）。本稿でも広く参照させていただいた。

枝川氏からは、「グラスルーツ和解の組織と活動に関する法令の一部を施行するために規定する政府議定」を基礎とした法律の英訳、Detailing a Number of Articles and Measures for Implementation of the Law on Grassroots Conciliation（2014年法律第15号）も得た。心から感謝を申し上げたい。この法文名を直訳すれば「草の根和解に関する法の実現を目的とする多くの条項および手段の具体化法」であるが、その紹介は他日を期したい。

これらについては、さしあたり、民事裁判の ICT 化に関する、川嶋＝笠原＝上田・前掲書注（5）等を参照。